

伊達市

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

伊達市

目次

第1章	はじめに	1
第1節	計画の策定にあたって	1
第2節	計画の法的な位置づけ	2
第3節	本計画の位置づけ	3
第4節	計画の期間	4
第5節	計画の対象	4
第6節	計画の策定体制	4
(1)	伊達市子ども・子育て会議の設置	4
(2)	子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施	4
第2章	子育てを取り巻く環境の変化	5
第1節	法制度の変化	5
第2節	生活様式の変化	5
第3節	地域の変化	6
第3章	伊達市における子ども・子育て環境の現状	7
第1節	伊達市の姿	7
(1)	人口構造	7
(2)	子どもの人口	8
(3)	出生の動向	9
(4)	世帯の状況	10
(5)	婚姻の状況	11
(6)	女性の労働力率	11
(7)	支援を必要とする人の状況	12
第2節	伊達市における子ども・子育て支援の状況	13
(1)	保育園の利用状況	13
(2)	幼稚園の利用状況	14
(3)	認定こども園の利用状況	15
(4)	放課後児童クラブの利用状況	16
第3節	アンケート調査からみた伊達市の現状	17
(1)	調査の目的	17
(2)	調査の実施概要	17
(3)	未就学児童対象調査の結果（概要）	18
(4)	小学生児童対象調査の結果（概要）	30
第4節	関係団体調査からみた伊達市の現状	35
(1)	調査の目的	35
(2)	調査の実施概要	35
(3)	調査の結果（概要）	36
第5節	伊達市における子ども・子育て環境の現状と課題	39
(1)	子育て支援の取り組み満足度の維持・向上	39

(2) 支援を必要とする子どもやその保護者の発見と支援の提供.....	39
(3) 地域の子育て力の向上.....	39
第4章 市全体で子ども・子育てを支える施策の推進.....	40
第1節 計画の基本理念.....	40
第2節 基本目標.....	41
(1) 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援.....	41
(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備.....	41
(3) 基本目標3 地域の子育て力を強化する施策の充実.....	41
(4) 基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保.....	42
(5) 基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実.....	42
第3節 施策の展開.....	44
(1) 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援.....	44
(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備.....	46
(3) 基本目標3 地域の子育て力を強化する施設の充実.....	52
(4) 基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保.....	55
(5) 基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実.....	57
第5章 地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開（子ども・ 子育て支援事業計画）.....	62
第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供.....	62
第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量.....	63
(1) 区域の設定.....	63
(2) 児童数の推計.....	63
(3) 教育・保育の量の見込み.....	64
第3節 量の見込みと提供体制の確保.....	77
(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）.....	77
(2) 時間外保育事業（延長保育）.....	77
(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	78
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	78
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	79
(6) 養育支援訪問事業.....	79
(7) 地域子育て支援拠点事業.....	80
(8) 一時預かり事業.....	81
(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）.....	82
(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	83
(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）.....	83
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	84
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	84
第4節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって.....	85
(1) 認定こども園の普及.....	85
(2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携.....	85
(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	85

第6章	計画の推進に向けて	86
第1節	計画の推進体制	86
(1)	計画の周知	86
(2)	計画推進体制の連携強化	86
第2節	計画推進における役割分担	86
(1)	市の役割	86
(2)	家庭の役割	86
(3)	地域の役割	87
(4)	子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割	87
(5)	企業の役割	87
第3節	計画の進行管理	87
第7章	参考資料	88
(1)	伊達市子ども・子育て会議条例	88
(2)	子ども・子育て会議委員名簿	90

第1章 はじめに

第1節 計画の策定にあたって

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、令和35年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に対し、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」)に基づき、「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

本制度に基づいて、伊達市でも平成27年3月に「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます」を基本理念とする「伊達市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

この計画は、現行の「伊達市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取り組みを振り返るとともに、これからの子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため、策定するものです。

第2節 計画の法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが、本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし、次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

■子ども・子育て支援法（抜粋）■

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

■次世代育成支援基本法（抜粋）■

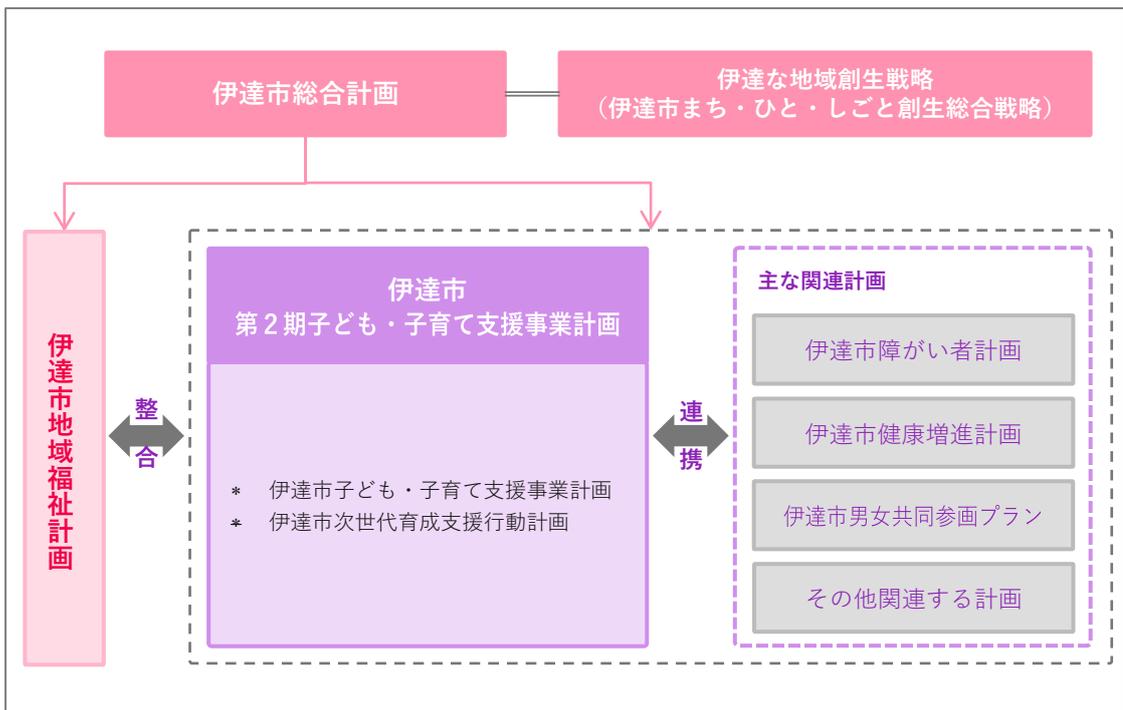
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

第3節 本計画の位置づけ

本計画は、市の「伊達市総合計画」及び「伊達市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の福祉計画との整合性を図りながら策定しています。

■本計画の位置づけ■



第4節 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和2年度～令和6年度）とします。なお、時勢の変化等を鑑み、必要に応じて随時見直すものとします。

第5節 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の市民を指しています。

第6節 計画の策定体制

（1）伊達市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第77条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA 連合会、私立幼稚園・保育園の保護者会、小学校校長会、医師会及び公募による市民等から構成された「伊達市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

（2）子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画策定にあたり、子育ての状況や家庭における生活の状況、幼児期の教育・保育に対するニーズを把握するため、就学前児童及び小学校児童の中から無作為に抽出した世帯を対象に、「平成30年度 伊達市子育て支援に関する調査」を実施しました。

第2章 子育てを取り巻く環境の変化

第1節 法制度の変化

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充・質の向上を図るため、国は平成27年4月から、子ども・子育て新制度を開始しました。これにより、親の就労状況によらず、子どもが育つ環境を継続できる「認定こども園」が新たに整備され、子育て相談や一時預かり、放課後児童クラブの拡充など、より利用者（子どもとその保護者）の視点に立った制度へと変わりました。

一方で、家庭消費における電話通信料の増大や食料品などの物価の上昇、非正規就労の増加による低収入の労働者の増加など、子育て世代の生活は依然として厳しい状態が続いています。このことから、幼児教育・保育の無償化を令和元年10月から実施することとしています。財源として消費税の増税分が充当されることとされており、子どもやその子どもの保護者をより社会全体で支えていくしくみづくりが、今後進められていくこととなります。

第2節 生活様式の変化

かつての子どもが育つ環境は、地域の大人の目が身近にあり、自然と子どもを見守る機能が果たされていました。また、保護者も地域とのつながりの中で子どもを育てることができ、子どもを育てる知識や経験の不足を親族や地域住民が補う関係性が構築されていました。

しかし、現在では核家族化やプライバシー意識の高まり、長時間労働などによって、地域とのつながりがかつてほど強くなり、子育て世代が地域の中で孤立しやすくなっています。また、情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れられるようになった一方で、誤った情報が拡散されることもあり、多くの情報にさらされることで、さらに保護者の不安が増大する要因ともなっています。

さらに、人生100年時代を見据え、雇用制度の変化が今後さらに進むことが予想されています。フレックス制度やテレワークなどの柔軟な働き方がより一般化することで、働き方の多様化が進むとともに、終身雇用制度の縮小、高齢者の雇用の拡大など未曾有の変化が現役世代、あるいは次代を担う子どもの世代に生じるものと見込まれます。

子どもの視点でみると、かつてないほどに物質的な豊かで便利な環境において暮らしているものの、共働き世帯の増加や保護者の長時間就労などにより、親子が接する時間はかつてより減っていることが想定されます。

第3節 地域の変化

少子化とプライバシー意識の高まりによって、地域と子どもの関係性はより希薄化することとなりました。地域の子どもの数が少なくなり、地域（周囲）からの子どもやその保護者に対する目はより厳しいものとなっています。

また、子どもの保護者にとっても、出産するまで乳幼児と接した経験が少なく、すべてが初めての子育てとなっているほか、相談先もなく、トラブルや悩みを1人で抱え込むことが多くなっています。少子高齢化・人口減少による経済的な不安も大きく、これまで以上に子育て世代が抱える不安は大きくなってきています。

さらに、経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力も変化してきており、社会としても多様性が求められるようになっていきます。令和2年からは小学校の英語教育が本格化するほか、小学校におけるプログラミング教育も必修化されることが予定されています。インプットを重視する受け身型の授業から主体的な行動を求める能動型の授業に変化していくことが見込まれています。

こうした地域や社会の変化・要請に対応しつつ、子どもの豊かな成長を支援していく必要があります。

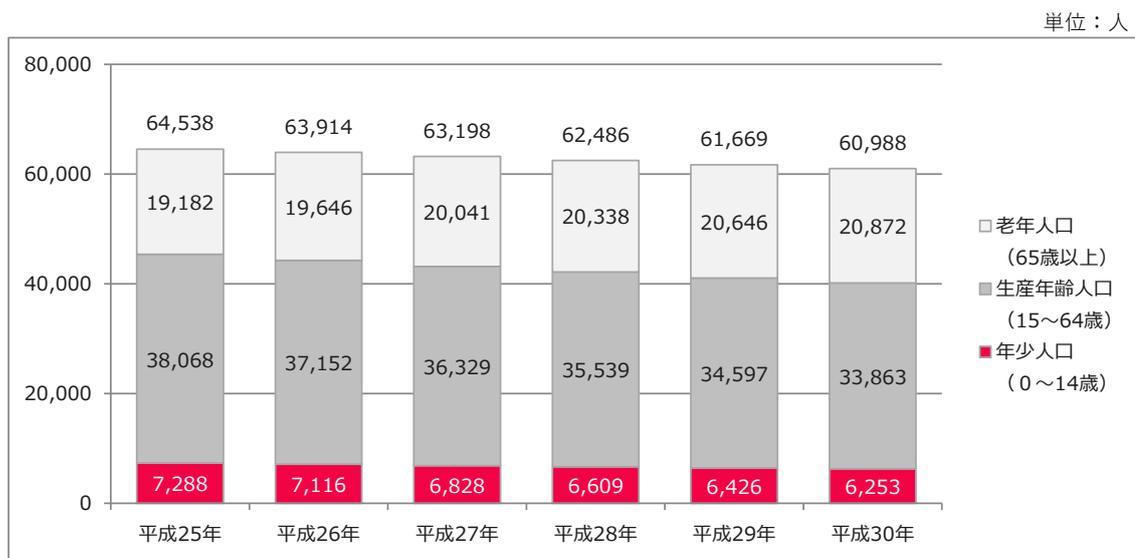
第3章 伊達市における子ども・子育て環境の現状

第1節 伊達市の姿

(1) 人口構造

平成25年から平成30年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。年少人口、生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加傾向にあり、本市においても、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■年齢3区分別人口の推移■

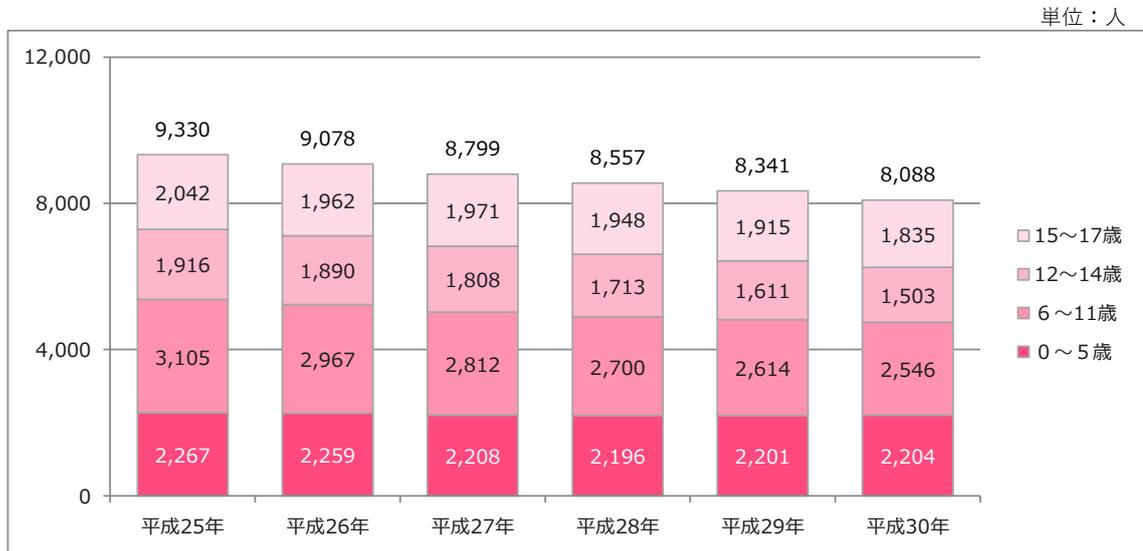


資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

(2) 子どもの人口

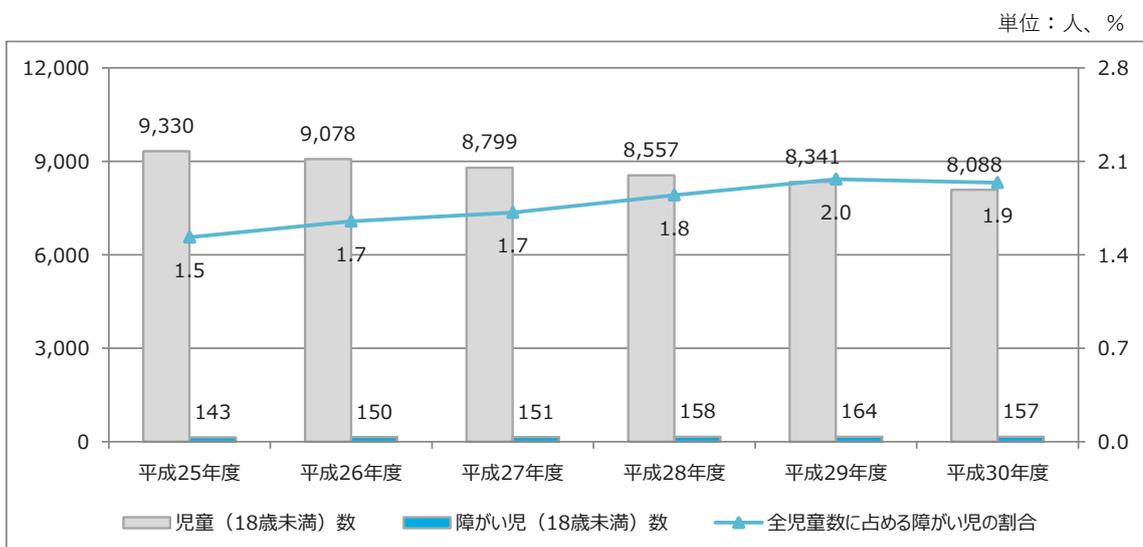
子ども（18歳未満）の人口についてみると、6歳以上の人口は減少傾向で推移しています。5歳以下の人口は平成27年以降、2,200人前後で横ばいとなっています。

■子ども人口の推移■



障がいのある子ども（障がい児：障害者手帳を所持する子ども）についてみると、本市の障がい児数は横ばいで推移しています。全国的に発達に不安のある子どもは増加傾向にあり、障がい福祉サービスを利用する子どもの数も増加傾向がみられます。また、障害者手帳を所持していないもののその疑いがある児童も増加傾向にあります。発達障害に関する理解が社会全体で広がったことにより、把握が進んだことが要因の1つと考えられますが、障がいのある子どもに対する支援の重要性と需要が高まってきており、保育サービス等における受け入れ態勢の整備について検討していく必要があります。

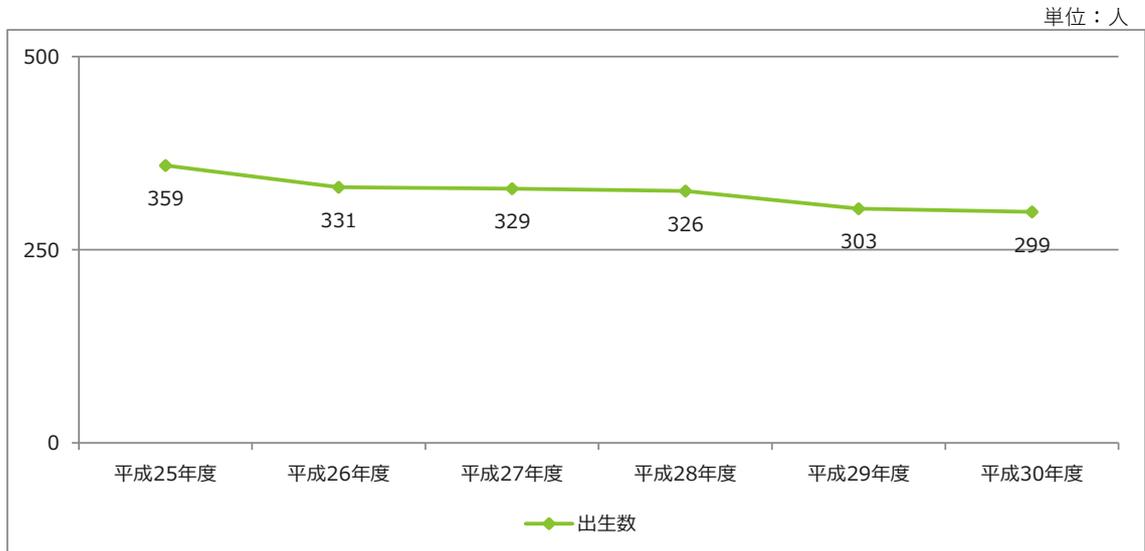
■障がい児数の推移■



(3) 出生の動向

出生数の推移をみると、近年は減少が続いており、平成30年度には300人を下回っています。

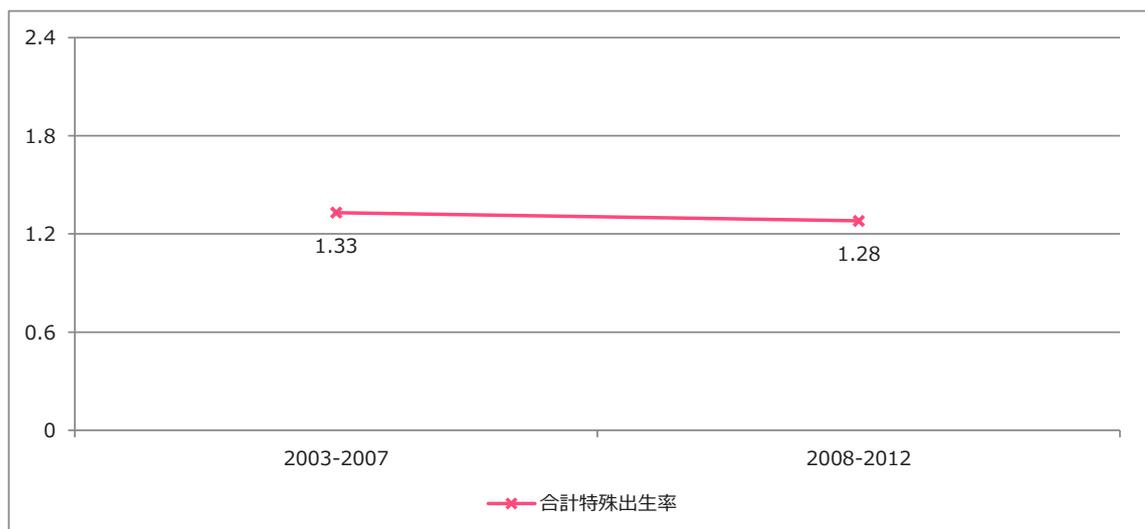
■ 出生数の推移 ■



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

近年の合計特殊出生率をみると、1.3前後となっています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019年版）」によれば、人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は2.06となっており、自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■ 合計特殊出生率の推移 ■



資料：RESAS（地域経済分析システム）

※ 「合計特殊出生率」とは、人口統計情、1人の女性が生涯（出産可能とされる15歳から49歳まで）に出産する子ども数の平均のこと。

(4) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にありますが、人口減少が続いているため、平均世帯人員数は低下傾向にあります。核家族化の流れが続いていることがうかがえます。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

単位：世帯、人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
世帯数	22,129	22,277	22,434	22,556	22,619	22,719
人口	64,538	63,914	63,198	62,486	61,669	60,988
うち子ども数	9,330	9,078	8,799	8,557	8,341	8,088
平均世帯人員	2.92	2.87	2.82	2.77	2.73	2.68

資料：住民基本台帳人口（各年 10 月 1 日）

また、世帯類型でみると「うち男親と子どもからなる世帯」と「うち女親と子どもからなる世帯」が増加傾向にあり、ひとり親世帯が増加していることがわかります。子どもとその保護者を社会全体で支えるしくみの重要性が高まっていることがうかがえます。

■世帯類型別世帯数の推移■

単位：世帯

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数		20,692	20,851	21,596
内訳	核家族世帯	11,108	11,450	11,852
	夫婦のみの世帯	3,573	3,776	4,123
	夫婦と子どもからなる世帯	5,681	5,575	5,457
	男親と子どもからなる世帯	331	393	417
	女親と子どもからなる世帯	1,523	1,706	1,855
	単独世帯	2,931	3,422	4,641
	3 世代世帯	4,525	3,674	2,782

資料：国勢調査

(5) 婚姻の状況

近年の婚姻数をみると、平成 28 年度までは 200 件余りとなっていました。平成 30 年度には 160 件程度にまで減少しています。また、離婚数については、70 件から 100 件程度で推移しています。

■ 婚姻数・離婚数の推移 ■

単位：件

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
婚姻数	221	205	219	228	173	158
離婚数	94	73	104	74	70	89

資料：市民課

(6) 女性の労働力率

平成 17 年から平成 27 年における本市の女性の労働力率をみると、50 代から 60 代の女性の労働力率が上昇しています。20 代後半から 50 代前半までは、80%程度で推移していますが、30 代前半では 78.23%と、若干低下しており、弱い「M字カーブ」現象が生じていることがわかります。なお、20 代後半から 40 代では労働力率に変化はほとんどありません。

■ 女性の労働力率の推移 ■

単位：%



資料：国勢調査

※ 「労働力率」とは、15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者の合計の占める割合のこと。

(7) 支援を必要とする人の状況

生活保護世帯数の推移をみると、近年は200世帯余りでほぼ横ばいとなっています。

■保護受給世帯数の推移■

単位：世帯

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保護受給世帯数	231	226	220	211	215	224

資料：社会福祉課

第2節 伊達市における子ども・子育て支援の状況

(1) 保育園の利用状況

現在、市内には保育園が5園（公立2園／私立3園）設置されています。待機児童は発生していない状態です。

■保育園の設置状況・利用状況■

単位：園、人、%

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
公立保育園	3	3	3	2	2	2
私立保育園	7	7	5	4	3	3
計	10	10	8	6	5	5
定員数	708	708	602	542	372	372
在籍児童数	626	647	580	462	384	367
入園率	88.4	91.4	96.3	85.2	103.2	98.7
待機児童数	0	0	0	0	0	0

資料：ポケット統計（各年4月1日）

■伊達市の保育園（一覧）■

	施設名	定員	所在地域	通園区域
私立	梁川保育園	90名	梁川	市全域
	梁川中央保育園	110名	梁川	市全域
	ふれ愛保育園	60名	梁川	市全域
公立	保原保育園	100名	保原	市全域
	保原保育園 分園	12名	保原	市全域

(2) 幼稚園の利用状況

市内には7つの幼稚園が設置されています。幼稚園の利用者数は年々減少傾向にあります。

■幼稚園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
公立幼稚園	11	10	10	8	6	6
私立幼稚園	4	4	2	2	1	1
計	15	14	12	10	7	7
定員数	1,735	1,785	1,385	1,175	740	740
在籍児童数	755	752	506	376	223	236

資料：ポケット統計、学校基本調査（各年5月1日）

■伊達市の幼稚園（一覧）■

施設名	定員	所在地域	通園区域
市立伏黒幼稚園	105名	伊達	伊達・伏黒・箱崎地区
市立粟野幼稚園	90名	梁川	梁川町粟野、二野袋、向川原、柳田。ただし柳田字上畑田、字高橋の一部を除く。
市立堰本幼稚園	90名	梁川	梁川町大関、新田、細谷、陽光台。梁川町舟橋の一部、柳田字上畑田、字高橋の一部、ただし、大関字孫老内、字杉、字西大門の一部を除く。
市立保原幼稚園	180名	保原	保原地区（ただし、字八幡台を除く）、大田地区
市立柱沢幼稚園	90名	保原	柱沢地区及び保原地区のうち字八幡台、上保原地区、富成地区
私立保原教会幼稚園	40名	保原	
市立掛田幼稚園	60名	霊山	霊山町、月舘町全域 休園中。

(3) 認定こども園の利用状況

現在、市内には認定こども園が7園設置されています。

■認定こども園の設置状況・利用状況■

単位：園、人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
認定こども園	0	0	2	5	7	7
定員数	0	0	378	777	1,071	1,071
在籍児童数	0	0	359	649	937	991

資料：ポケット統計、学校基本調査（各年5月1日）

■伊達市の認定こども園（一覧）■

	施設名	定員	所在地域	通園区域
私立	認定こども園大田	126 名	保原	市全域
	認定こども園上保原	250 名	保原	市全域
	認定こども園伊達こども園	260 名	伊達	市全域
	霊山三育認定こども園	80 名	霊山	市全域
	幼保連携型認定こども園神愛幼稚園	40 名	霊山	市全域
公立	梁川認定こども園	216 名	梁川	市全域
	月館認定こども園	99 名	月館	市全域

(4) 放課後児童クラブの利用状況

市内には放課後児童クラブが13か所設置されています。

登録児童数は年々増加傾向にあります。

■伊達市の放課後児童クラブの設置状況・利用状況■

単位：か所、人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
設置数	11	11	11	11	12	13
定員数	758	758	808	848	873	908
登録児童数	621	631	694	763	842	845

■伊達市の放課後児童クラブ（一覧）■

	施設名	定員	該当校	備考
公立	だて児童クラブ	160名	伊達小学校	
	ふしぐろ児童クラブ	25名	伊達東小学校	
	やながわ児童クラブ	120名	梁川小学校	
	あわの児童クラブ	30名	栗野小学校	
	せきもと児童クラブ	25名	堰本小学校	
	ほばら児童クラブ	228名	保原小学校	
	かみほばら児童クラブ	80名	上保原小学校	
	はしらざわ児童クラブ	25名	柱沢小学校	
	おおた児童クラブ	40名	大田小学校	
	かけだ児童クラブ	60名	掛田小学校／大石小学校 石田小学校／小国小学校	
	つきだて児童クラブ	50名	月館小学校／小手小学校	
私立	梁川保育園児童クラブ	45名	－	
	はくうんかん児童クラブ	20名	－	

第3節 アンケート調査からみた伊達市の現状

(1) 調査の目的

本計画を策定するにあたって、「平成30年度 伊達市子育て支援に関する調査」を実施しました。この調査は、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための基礎資料とするとともに、本市における子育て環境の変化や、市民が求める取り組み等を把握することで、より効果的な子育て支援策を検討することを目的とするものです。

(2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおり。

■市民を対象とする調査の実施概要■

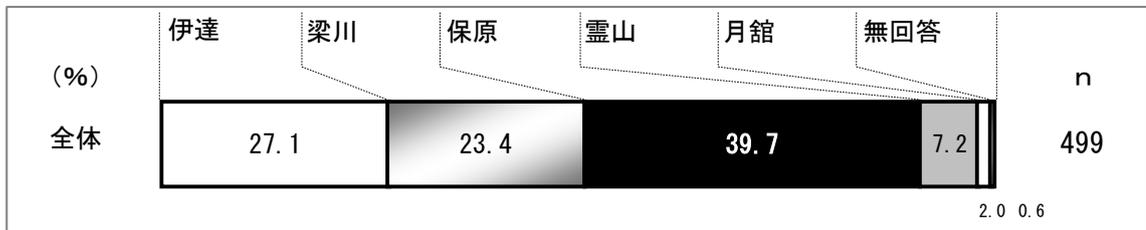
調査種別	未就学児童	小学生
調査対象	伊達市に居住するすべての未就学児童の保護者	市内に居住するすべての小学生児童の保護者
抽出法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成31年1月	平成31年1月
調査地域	伊達市全域	伊達市全域
配布数	1,150票	1,000票
有効回収数	499票	458票
有効回収率	43.4%	45.8%

(3) 未就学児童対象調査の結果（概要）

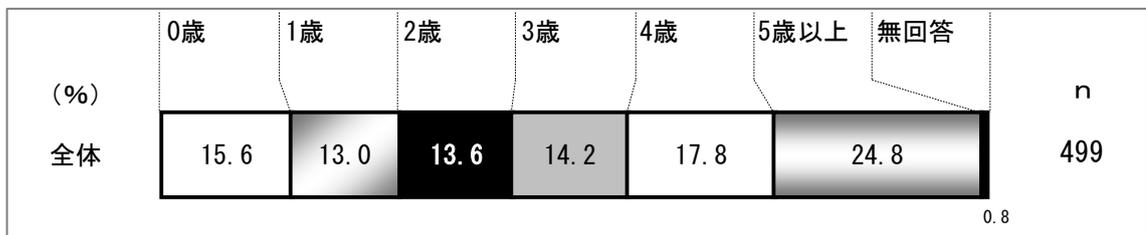
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。「保原」地域に居住する回答者が多くなっています。

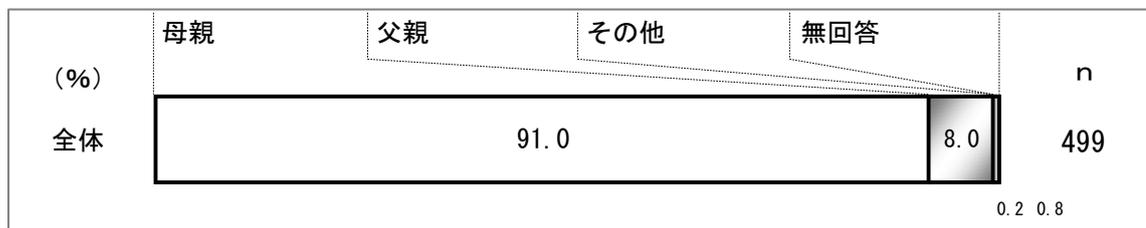
■回答者の居住地域■



■子どもの年齢■



■回答者と子どもの関係■



■回答者の配偶関係■

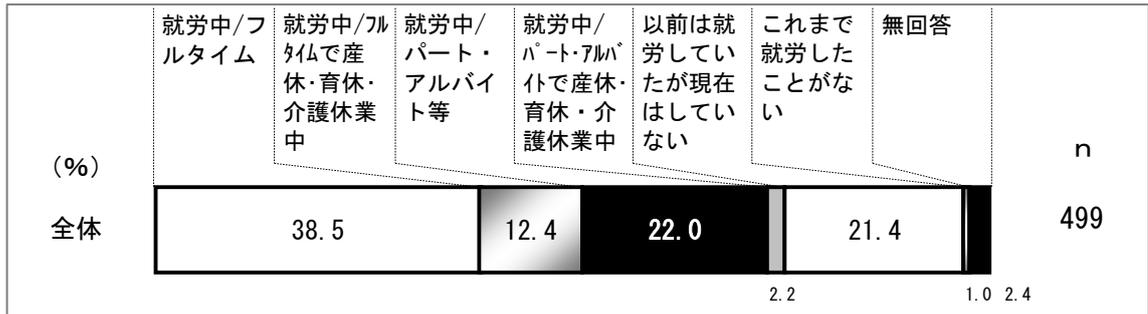


2. 保護者の就労状況

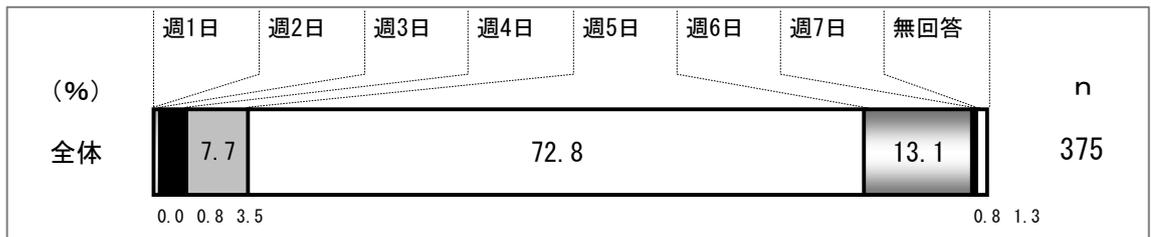
母親の就労状況については、6割強が就労しています。内訳は、「就労中/フルタイム」が38.5%、「就労中/パート・アルバイト等」が22.0%となっています。「以前は就労していたが現在はしていない」は21.4%となっています。

また、週あたりの就労日数は、「週5日」が72.8%、「週6日」が13.1%となっています。

■母親の就労状況■



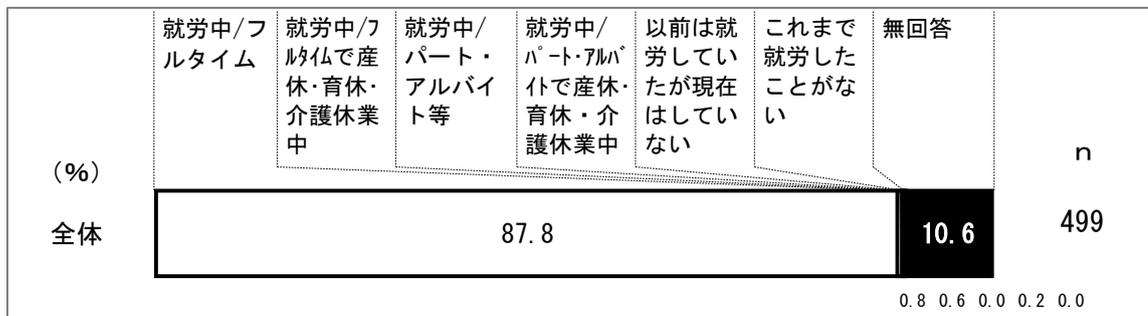
■母親の就労日数（週あたり）■



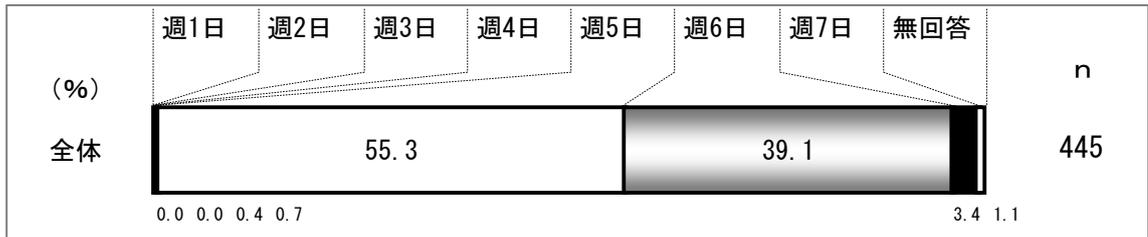
父親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が87.8%となっています。

また、週あたりの就労日数は、「週5日」が55.3%、「週6日」が39.1%となっています。

■父親の就労状況■



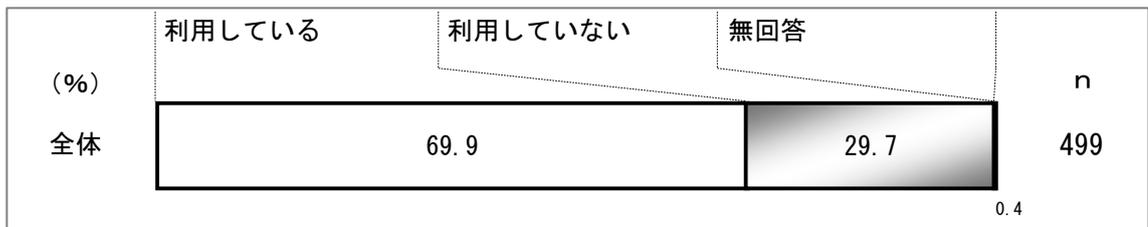
■父親の就労日数（週あたり）■



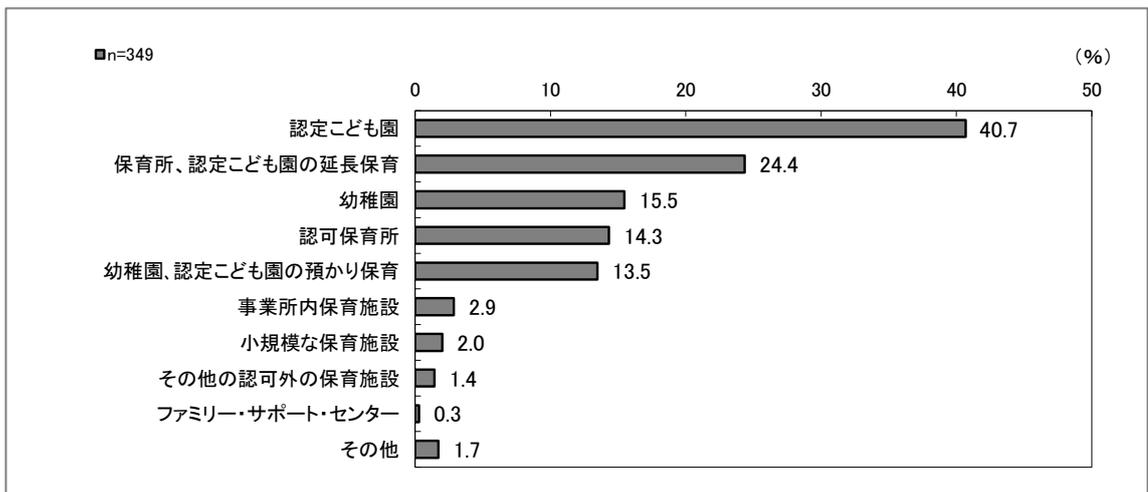
3. 定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業の利用については、「利用している」が7割弱を占めています。利用している事業については、「認定こども園」(40.7%)が最も多くなっています。

■定期的な教育・保育事業を利用しているか■

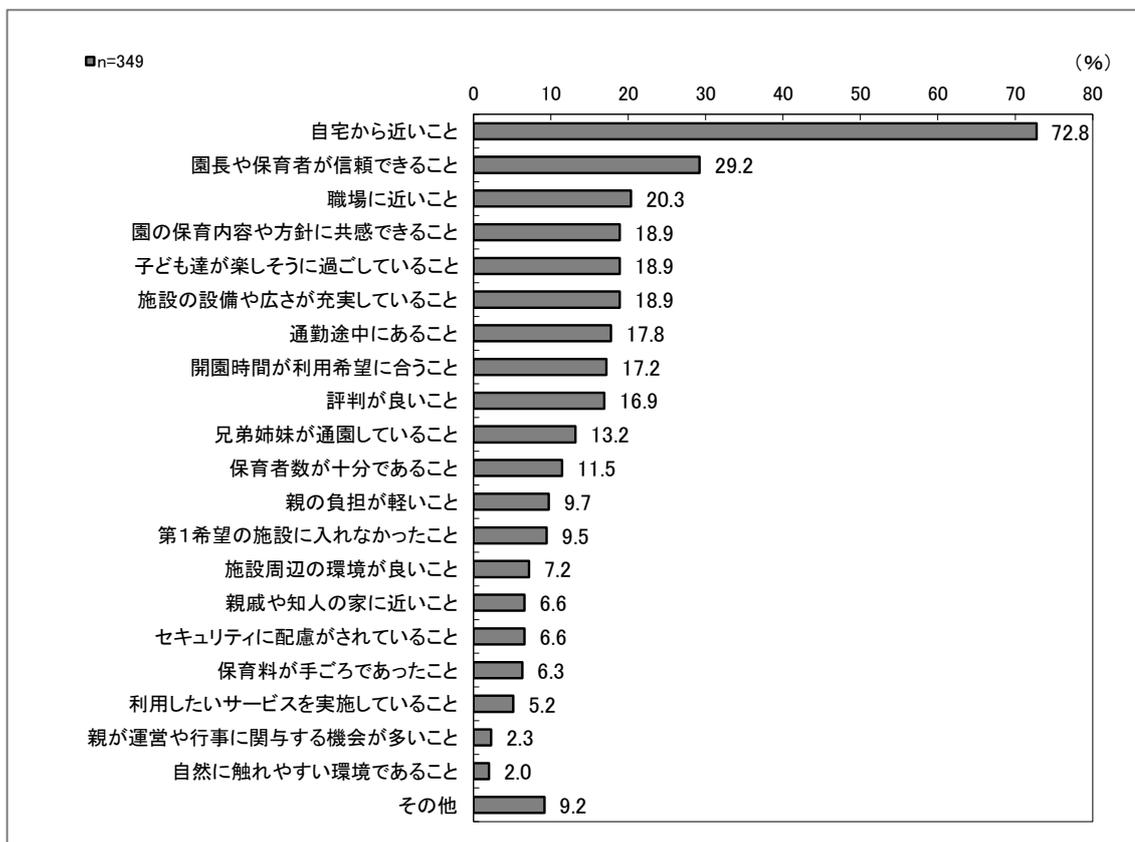


■定期的にご利用している事業（全体／複数回答）■



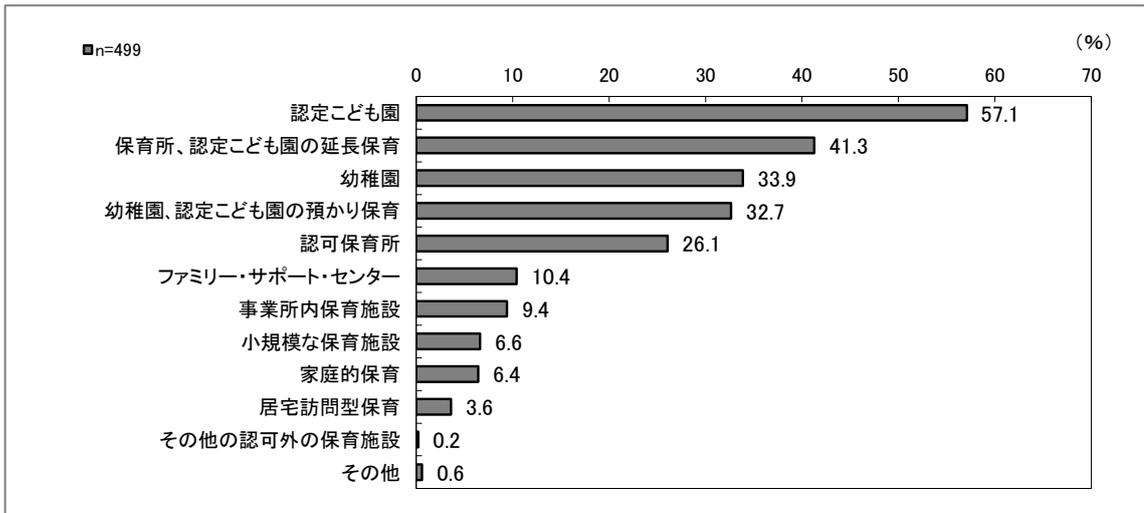
施設を選んだ理由についてたずねたところ、「自宅から近いこと」(72.8%) が他を大きく引き離して最も多くなっており、次いで「園長や保育者が信頼できること」(29.2%)、「職場に近いこと」(20.3%) などとなっています。自宅や職場との近接が施設を選択する上での条件として重要視されていることがわかります。

■施設を選んだ理由（全体／複数回答）■



定期的にご利用したい事業についてたずねたところ、「認定こども園」(57.1%) が最も多くなっています。上位3項目は現在利用している事業と同じ順位となっています。

■定期的に利用したい事業（全体／複数回答）■



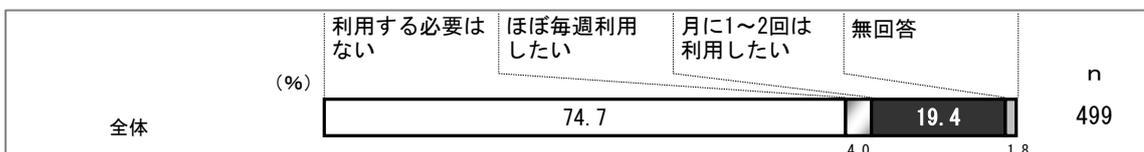
土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてたずねたところ、「利用する必要はない」が5割弱を占めるのに対し、「月に1～2回は利用したい」が3割強、「ほぼ毎週利用したい」が2割弱を占めており、半数近くの回答者が土曜日の利用を希望していることがうかがえます。

また、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が7割強を占めており、日曜日・祝日より土曜日の利用希望が強くなっていきます。

■定期的な教育・保育事業の利用希望（土曜日）■



■定期的な教育・保育事業の利用希望（日曜日・祝日）■

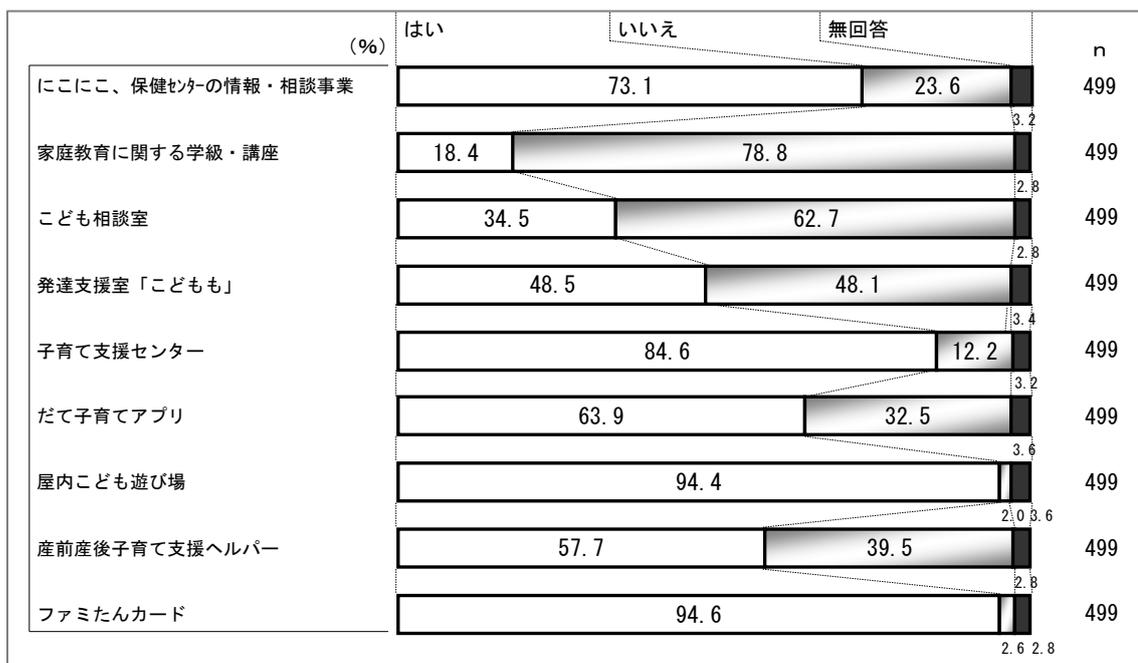


4. 市が実施する事業の認知度・今後の利用希望

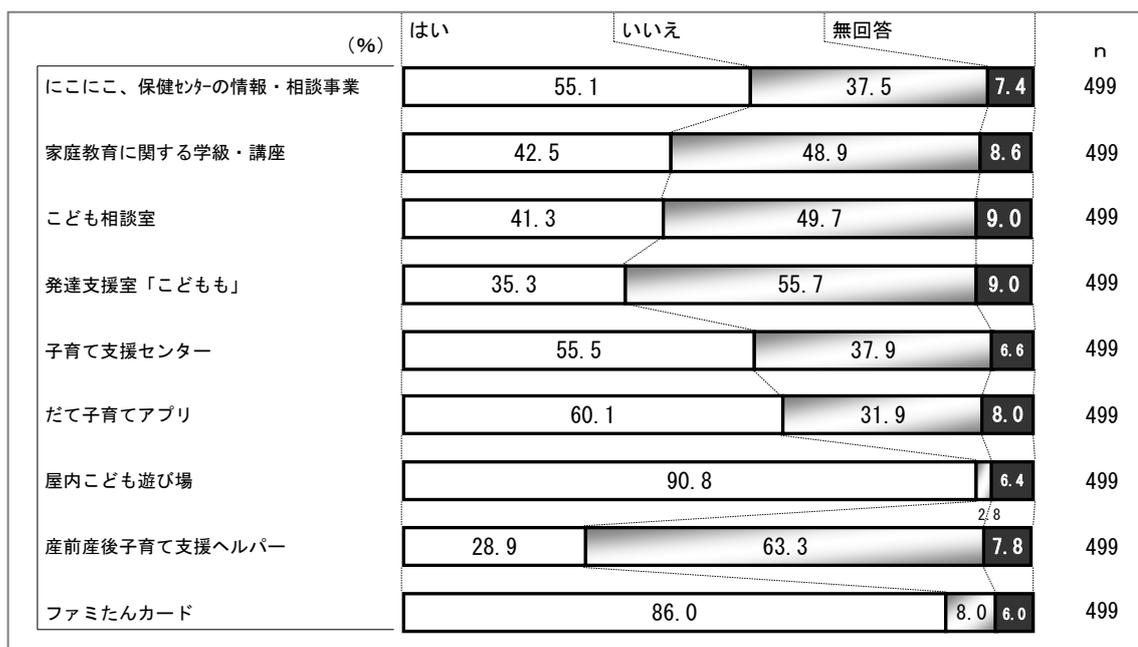
「ファミたんカード」や「屋内こども遊び場」の認知度が高くなっている一方で、「家庭教育に関する学級・講座」や「こども相談室」などの認知度は低くなっています。

事業の今後の利用希望については、「屋内こども遊び場」や「ファミたんカード」では9割程度を占めており、非常に高くなっています。

■市が実施する事業の認知度■



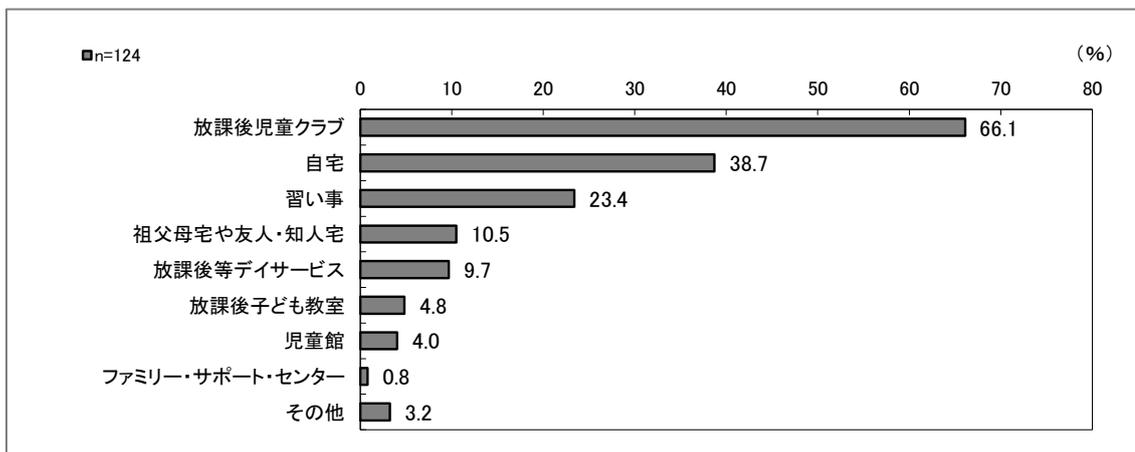
■市が実施する事業の今後の利用希望■



5. 放課後の時間の過ごし方

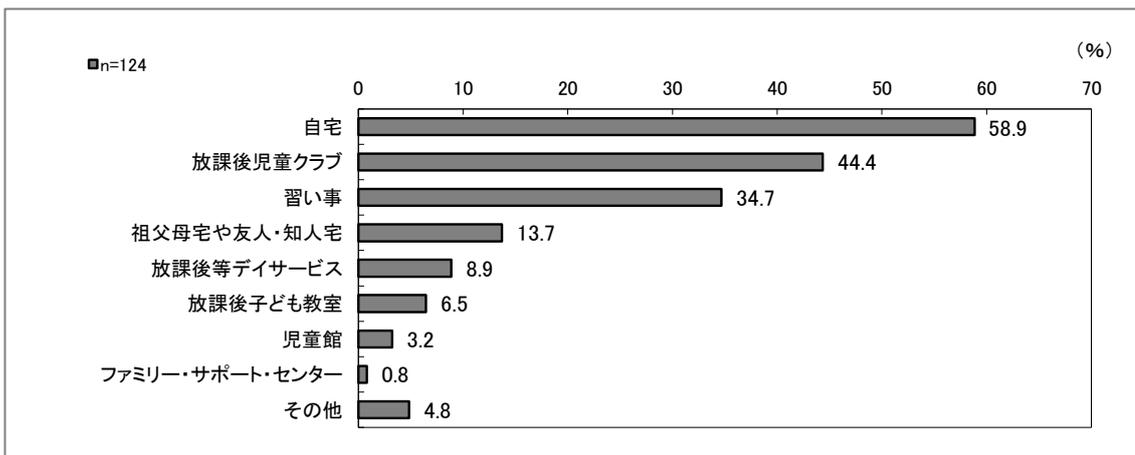
低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「放課後児童クラブ」(66.1%)が最も多く、次いで「自宅」(38.7%)、「習い事」(23.4%)などとなっており、低学年時においては、放課後児童クラブのニーズが高いことがうかがえます。

■低学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所（全体／複数回答）■



高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所については、「自宅」(58.9%)が最も多く、次いで「放課後児童クラブ」(44.4%)、「習い事」(34.7%)などとなっています。高学年になると、放課後児童クラブの利用ニーズは低下するものの、一定程度の利用が見込まれることがうかがえます。

■高学年時に放課後の時間を過ごさせたい場所（全体／複数回答）■

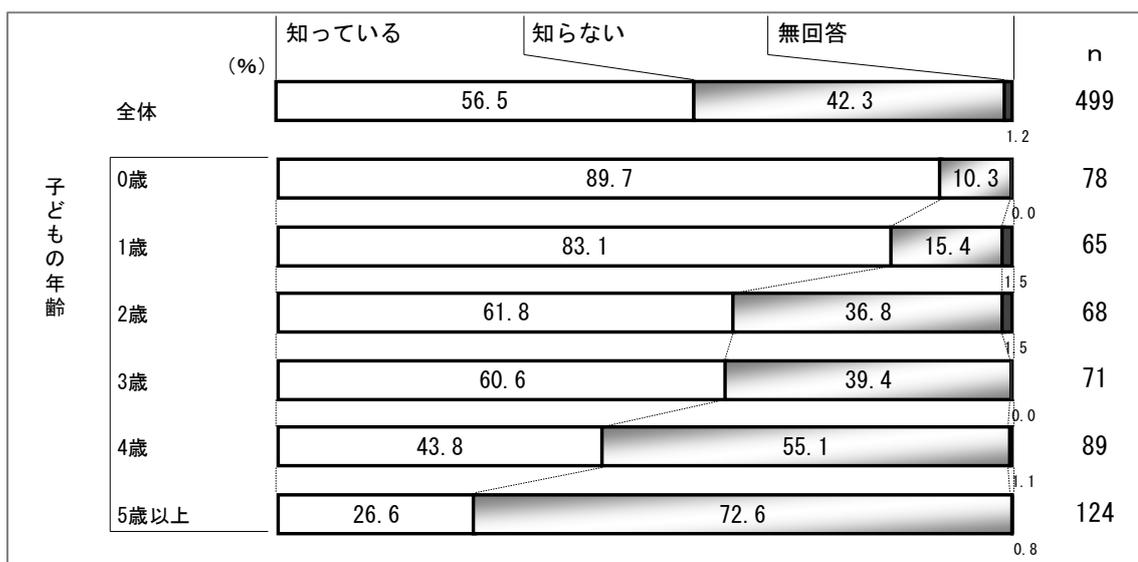


6. 伊達市の子育て支援の取り組み

伊達市版ネウボラの認知度については、「知っている」が6割弱、「知らない」が4割強となっています。低年齢の子どもの保護者ほど「知っている」の割合が高くなっており、0歳と1歳では「知っている」が8割以上を占めています。

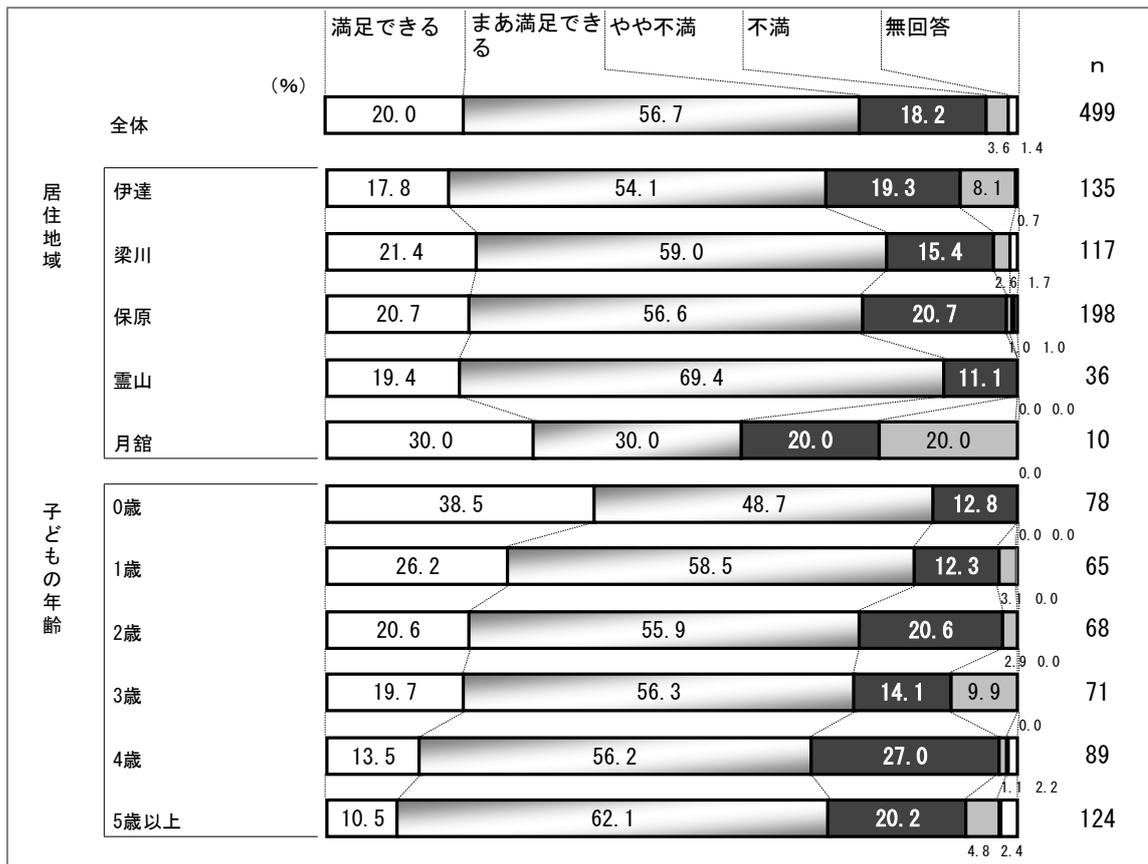
回答者全体での認知度が6割弱にとどまっている要因として、伊達市版ネウボラは平成29年度から開始された制度であるため、それ以前の出生児（子ども）の家庭における認知度が低くなっていることが要因と考えられます。

■ 「伊達市版ネウボラ」の認知度 ■



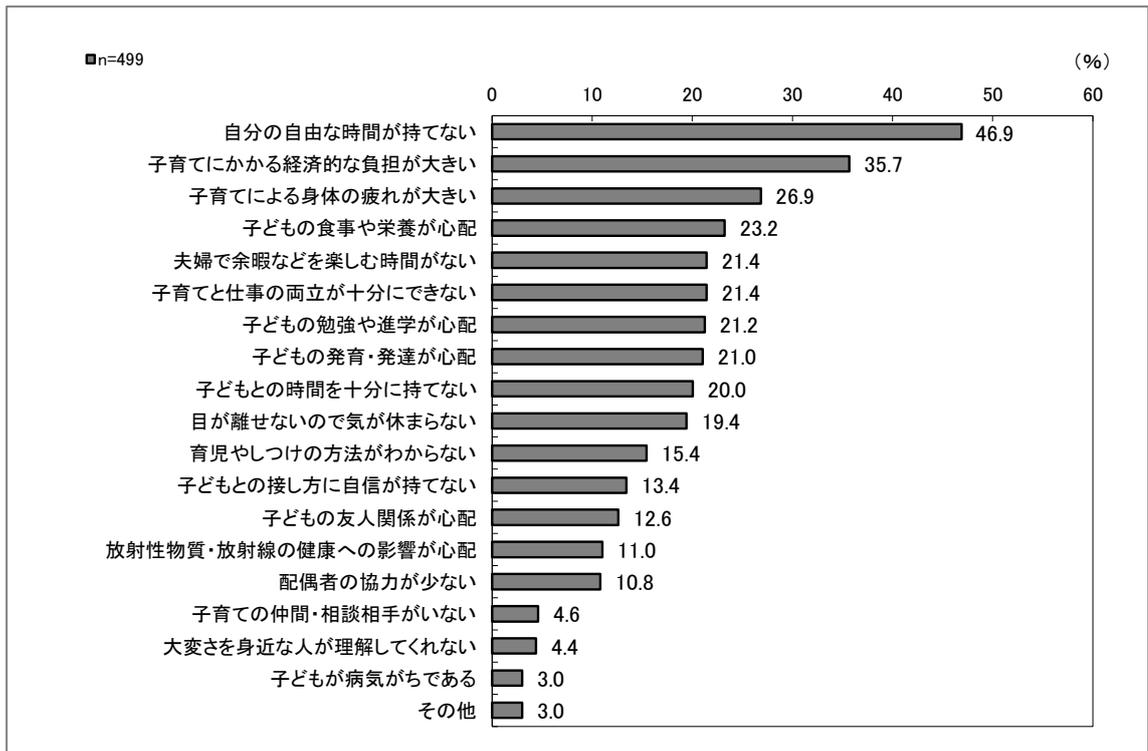
伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価については、「満足できる」(20.0%)と「まあ満足できる」(56.7%)を合わせた“満足”が76.7%、「やや不満」(18.2%)と「不満」(3.6%)を合わせた“不満”が21.8%となっています。特に小さい子どもの保護者ほど“満足”と回答している割合が高くなっており、ネウボラをはじめとした幼児期における支援については一定の評価を得ていることがわかります。

■伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価■



子育てに関する悩みや気にかかることについては、「自分の自由な時間が持てない」(46.9%)が最も多く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」(35.7%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(26.9%)などとなっています。保護者の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、子育てにおける経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

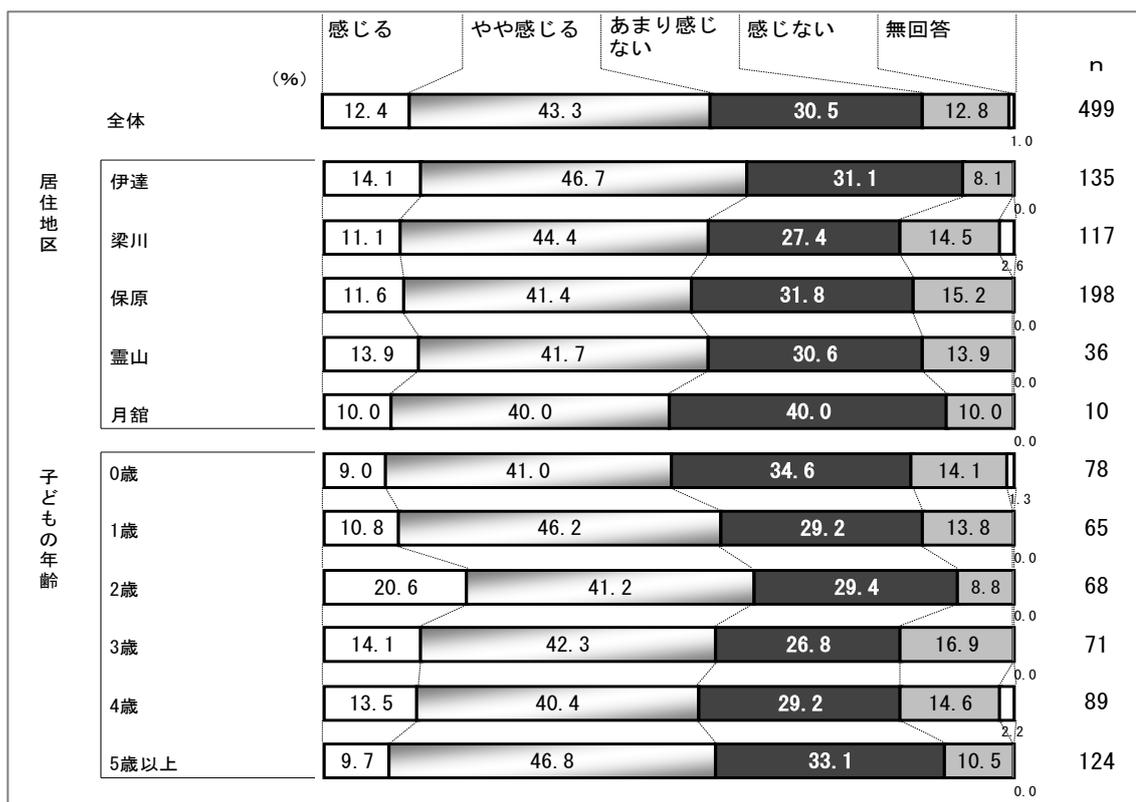
■子育てに関して日頃悩んでいること、気になること（全体／複数回答）■



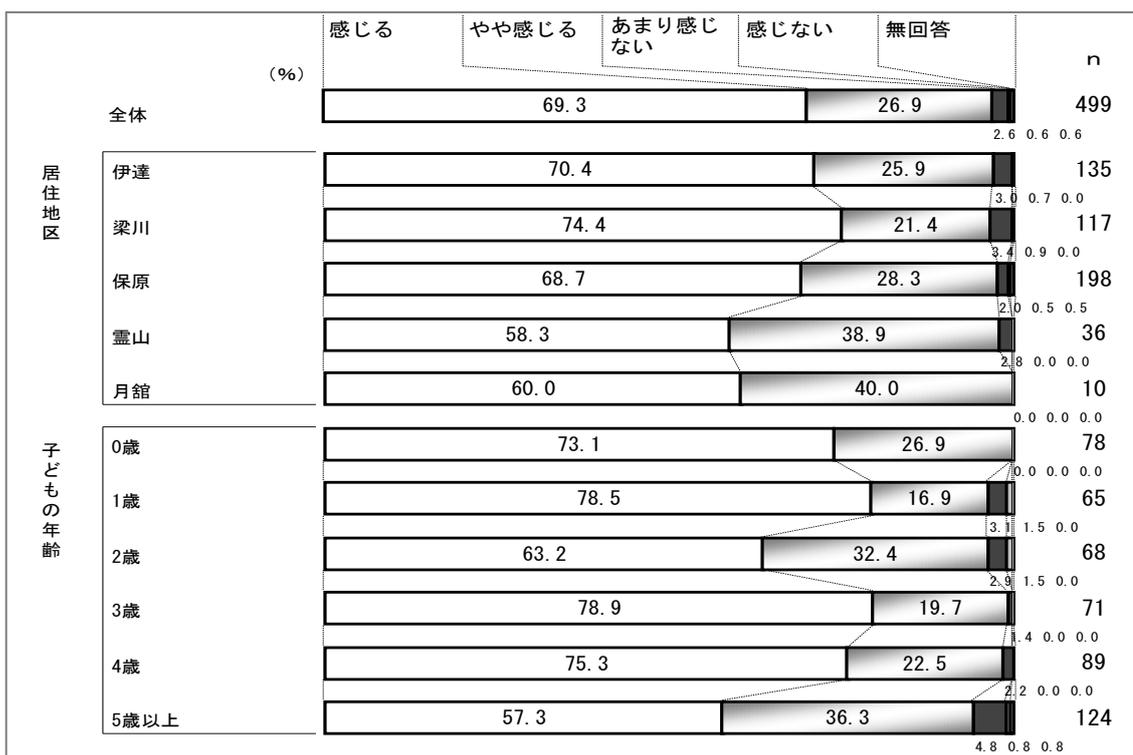
子育てに負担を感じるかたずねたところ、「感じる」(12.4%)と「やや感じる」(43.3%)を合わせた“感じる”が55.7%となっており、半数以上の回答者が何らかの負担を感じていることがわかります。

また、子育ては楽しいと感じるかたずねたところ、「感じる」(69.3%)と「やや感じる」(26.9%)を合わせた“感じる”が9割以上を占めています。子育てに関して一定の負担は感じながらも、ほとんどの人が子育てにおいて楽しさを感じていることがうかがえます。

■子育てに負担を感じるか■

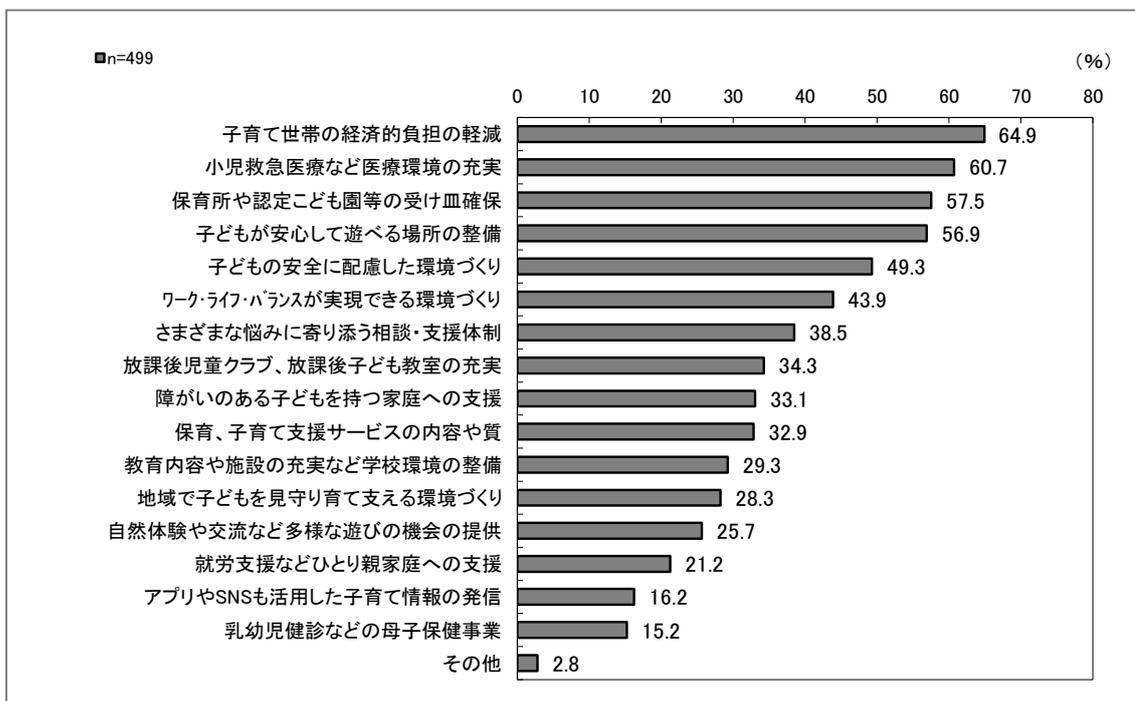


■子育ては楽しいと感じるか■



伊達市が重点的に取り組むべき子育て支援対策については、「子育て世帯の経済的負担の軽減」(64.9%)が最も多く、次いで「小児救急医療など医療環境の充実」(60.7%)、「保育所や認定こども園等の受け皿確保」(57.5%)、「子どもが安心して遊べる場所の整備」(56.9%)などとなっています。

■市が重点的に取り組む必要性が高い施策（全体／複数回答）■

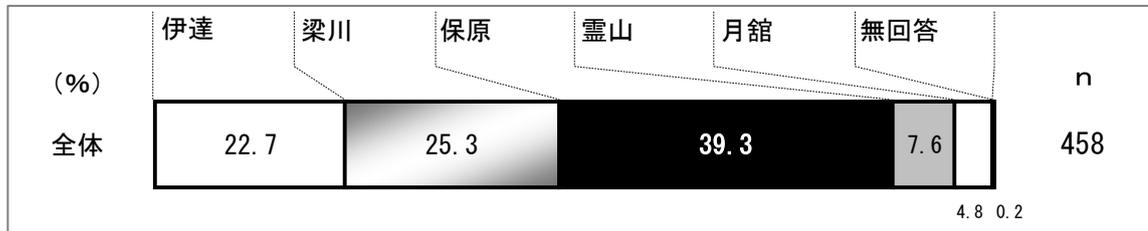


(4) 小学生児童対象調査の結果（概要）

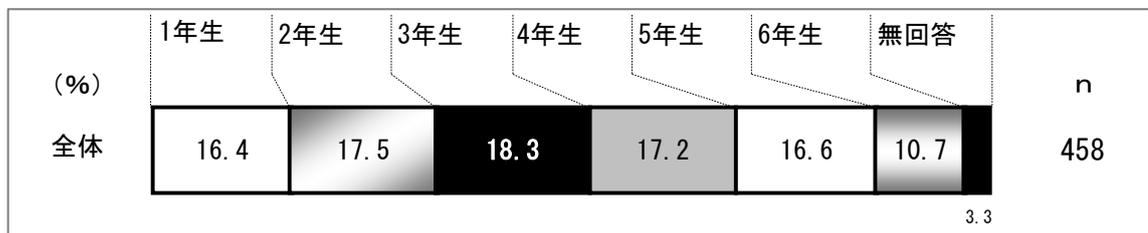
1. 回答者の属性

回答者の主な属性は以下のとおり。保原地域に居住する回答者が多くなっています。

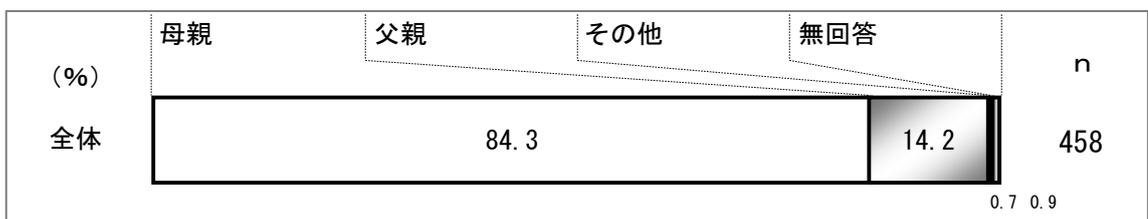
■回答者の居住地■



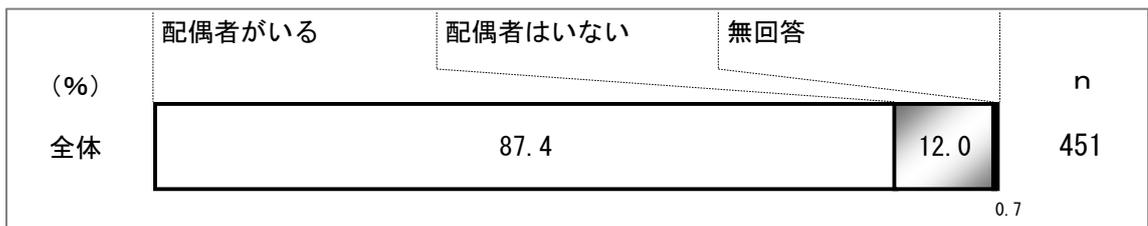
■子どもの学年■



■回答者と子どもの関係■



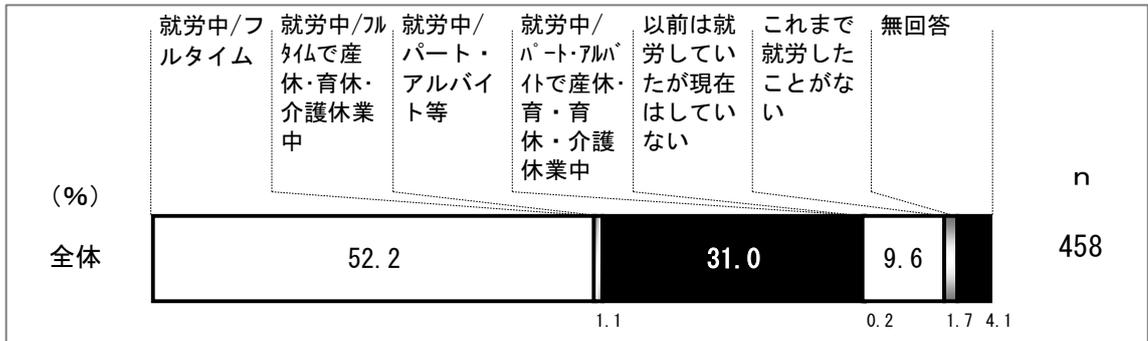
■回答者の配偶関係■



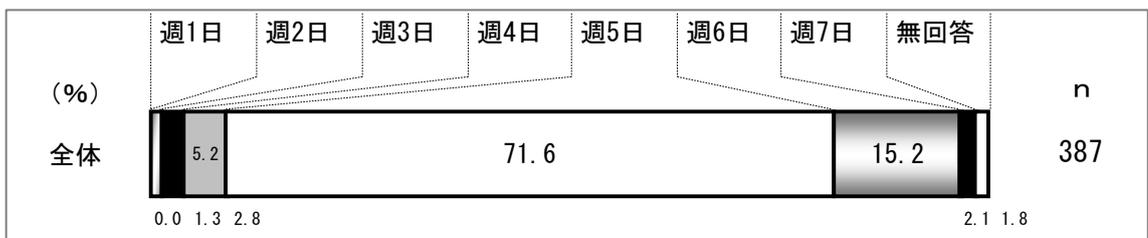
2. 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「就労中/フルタイム」が52.2%、「就労中/パート・アルバイト等」が31.0%を占めており、就学前児童と比べて就労している母親の割合が高くなっています。

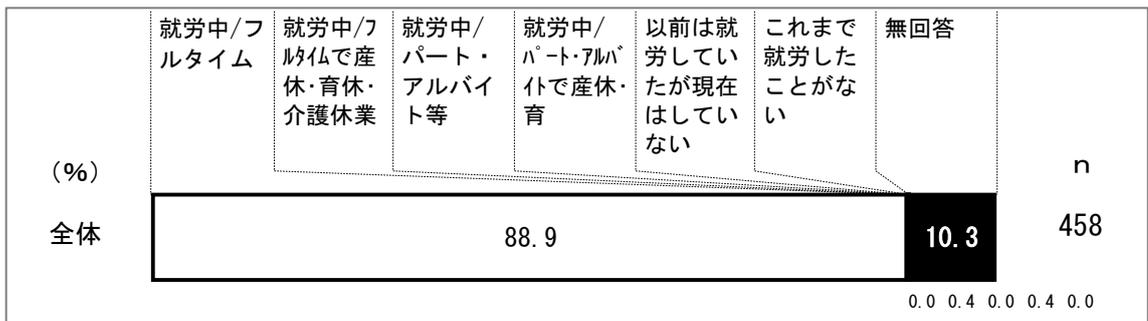
■母親の就労状況■



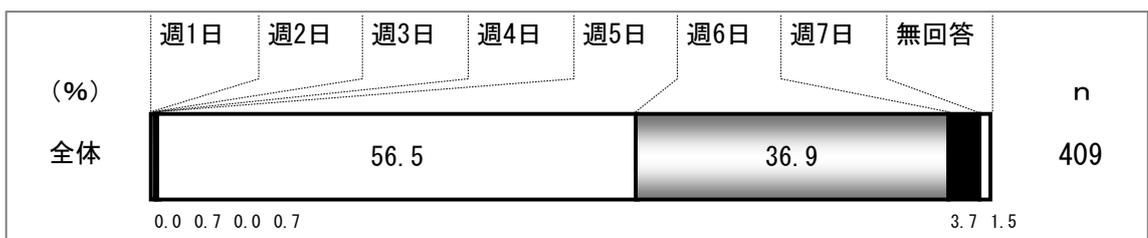
■母親の就労日数（週あたり）■



■父親の就労状況■



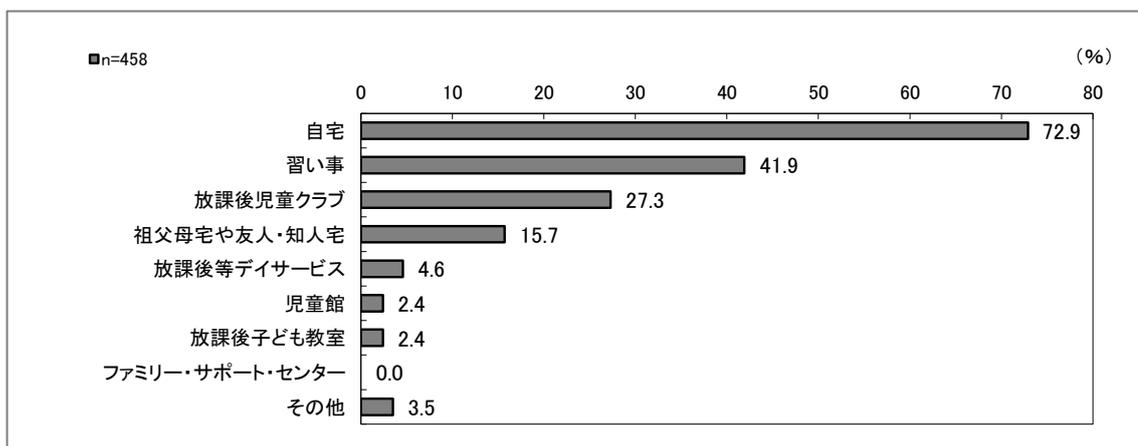
■父親の就労日数（週あたり）■



3. 放課後の過ごし方

子どもが放課後を過ごす場所についてたずねたところ、「自宅」(72.9%)が最も多く、次いで「習い事」(41.9%)、「放課後児童クラブ」(27.3%)などとなっています。なお、子どもの学年で見ると、1年生では「放課後児童クラブ」が第1位となっているほか、「放課後児童クラブ」が上位3項目に含まれているのは4年生までとなっています。

■放課後を過ごす場所（全体／複数回答）■



■放課後を過ごす場所（全体・学年－上位3項目／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		自宅 72.9	習い事 41.9	放課後児童クラブ 27.3
子どもの学年	1年生	放課後児童クラブ 53.3	自宅 50.7	習い事 25.3
	2年生	自宅 68.8	習い事 43.8	放課後児童クラブ 36.3
	3年生	自宅 71.4	習い事 44.0	放課後児童クラブ 35.7
	4年生	自宅 77.2	習い事 48.1	放課後児童クラブ 21.5
	5年生	自宅 90.8	習い事 47.4	祖父母宅や友人・知人宅 14.5
	6年生	自宅 87.8	習い事 51.0	祖父母宅や友人・知人宅 16.3

放課後を過ごさせたい場所についても、「自宅」が他を大きく引き離して最も多くなっており、「放課後児童クラブ」は第3位となっています。子どもの学年でも、「放課後児童クラブ」は1年生と2年生では第2位、3年生と4年生では第3位となっています。

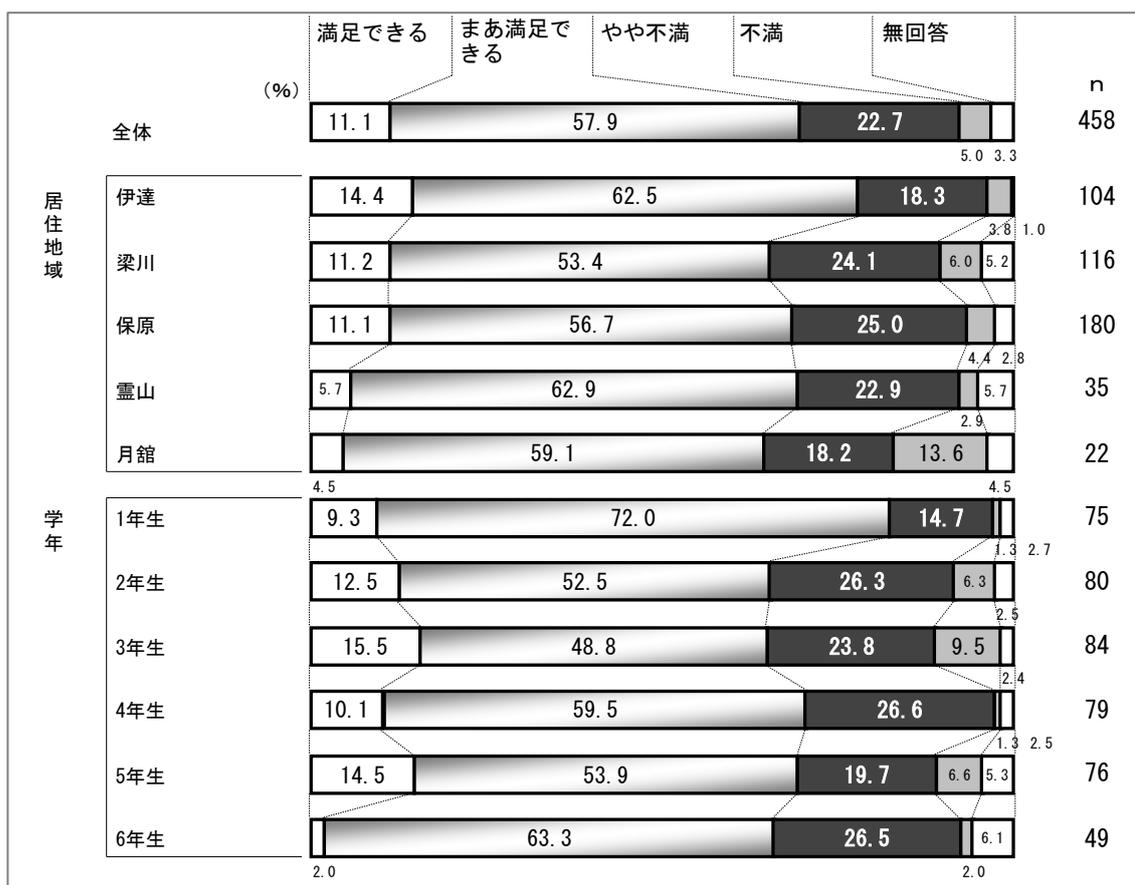
■放課後を過ごさせたい場所（全体・学年－上位3項目／複数回答）■

		第1位	第2位	第3位
全体		自宅 74.5	習い事 45.6	放課後児童クラブ 26.9
子どもの学年	1年生	自宅 62.7	放課後児童クラブ 53.3	習い事 33.3
	2年生	自宅 66.3	習い事／放課後児童クラブ 38.8	
	3年生	自宅 75.0	習い事 52.4	放課後児童クラブ 23.8
	4年生	自宅 83.5	習い事 54.4	放課後児童クラブ 19.0
	5年生	自宅 80.3	習い事 53.9	祖父母宅や友人・知人宅 21.1
	6年生	自宅 83.7	習い事 40.8	祖父母宅や友人・知人宅 10.2

4. 伊達市の子育て支援の取り組み

伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価については、「満足できる」(11.1%)と「まあ満足できる」(57.9%)を合わせた“満足”が69.0%、「やや不満」(22.7%)と「不満」(5.0%)を合わせた“不満”が27.7%となっています。1年生では“満足”が8割以上を占めていますが、その他の学年ではいずれも6割台となっています。

■伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価■



第4節 関係団体調査からみた伊達市の現状

(1) 調査の目的

本調査は、新たな「伊達市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）策定のための基礎資料として、子どもやその保護者に接することの多い関係団体や機関を対象に、日頃接している子どもや保護者の様子や地域・行政に求める役割などを把握することを目的として実施した調査です。

(2) 調査の実施概要

調査対象と調査方法、回収結果については以下に示すとおり。

■市民を対象とする調査の実施概要■

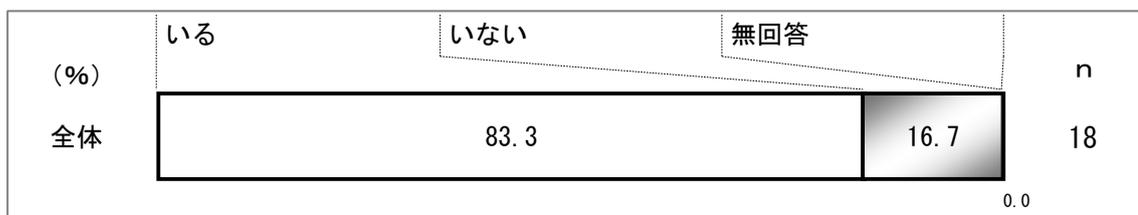
調査種別	関係団体
調査対象	市内で活動する子育て支援団体・事業者等
調査方法	メール／郵送による配布・回収
調査時期	令和元年6月
配布数	21票
有効回収数	18票
有効回収率	85.7%

(3) 調査の結果（概要）

1. 支援を要すると思われる児童・保護者

各団体に対し、普段の活動の中で、気になる児童や保護者がいるかたずねたところ、「いる」が83.3%「いない」が16.7%となっています。

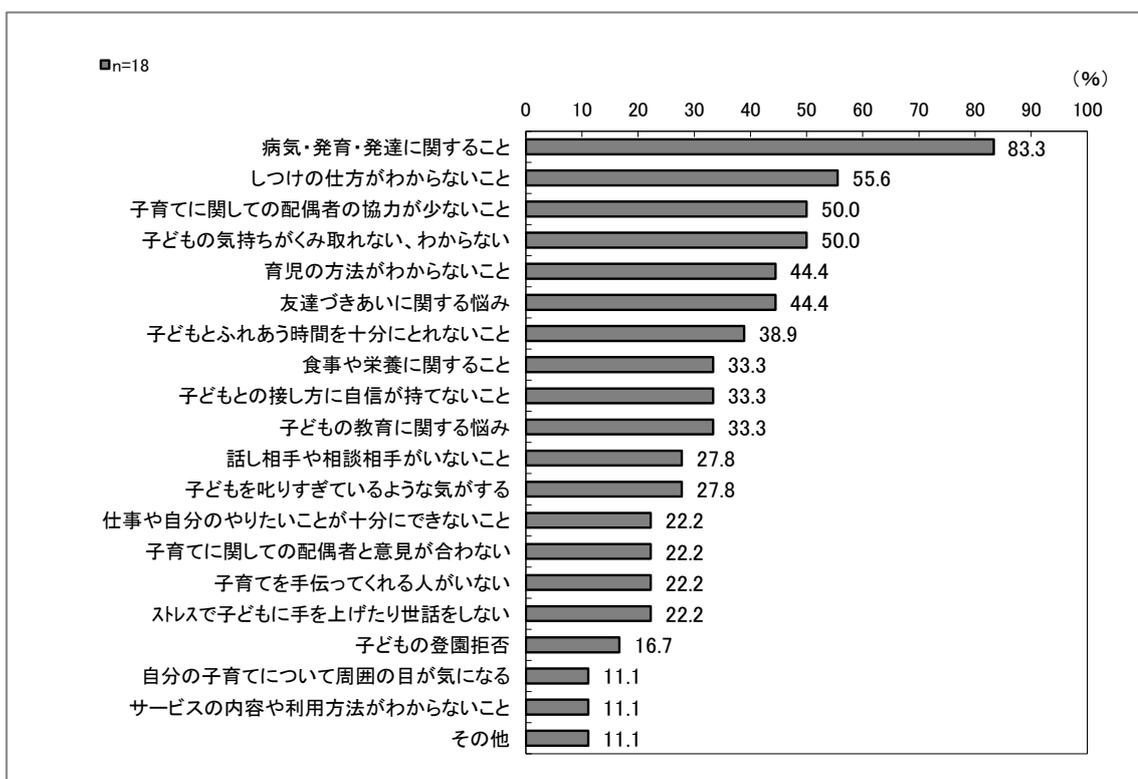
■気になる児童や保護者がいるか■



2. 保護者が抱える悩みなど

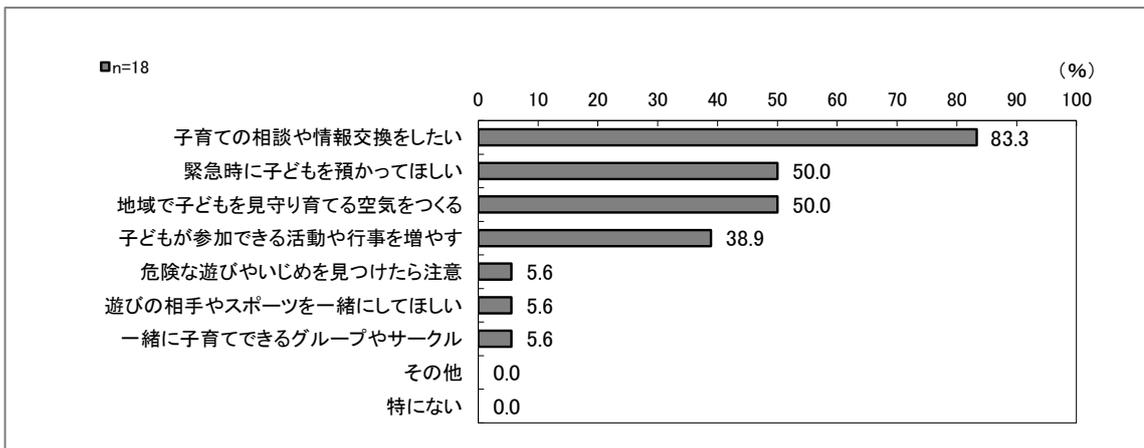
保護者が抱える悩みや問題については、「病気・発育・発達に関すること」（83.3%）が最も多く、次いで「しつけの仕方がわからないこと」（55.6%）、「子育てに関しての配偶者の協力が少ないこと」・「子どもの気持ちがかみ取れない、わからない」（同率50.0%）などとなっています。

■保護者が抱える悩みや問題（全体／複数回答）■



保護者が子育てをするにあたって地域に求めることについては「子育ての相談や情報交換をしたい」(83.3%)が最も多く、次いで「緊急時に子どもを預かってほしい」・「地域で子どもを見守り育てる空気をつくる」(同率50.0%)などとなっています。子育ての不安を解消していくための相談体制の拡充のみならず、子育てに関する周囲の理解や保護者のストレスの軽減等も図っていく必要があります。

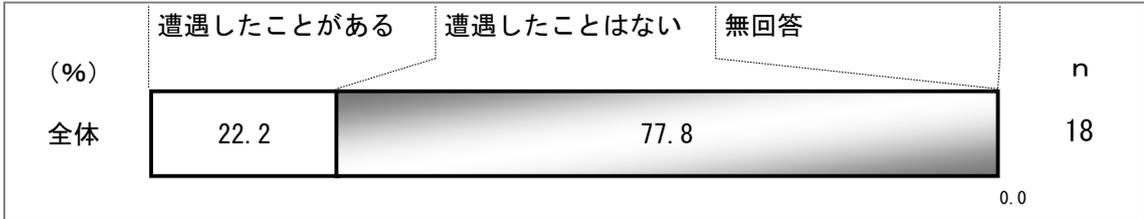
■保護者が子育てをするにあたって地域に求めること（全体／複数回答）■



3. 児童虐待について

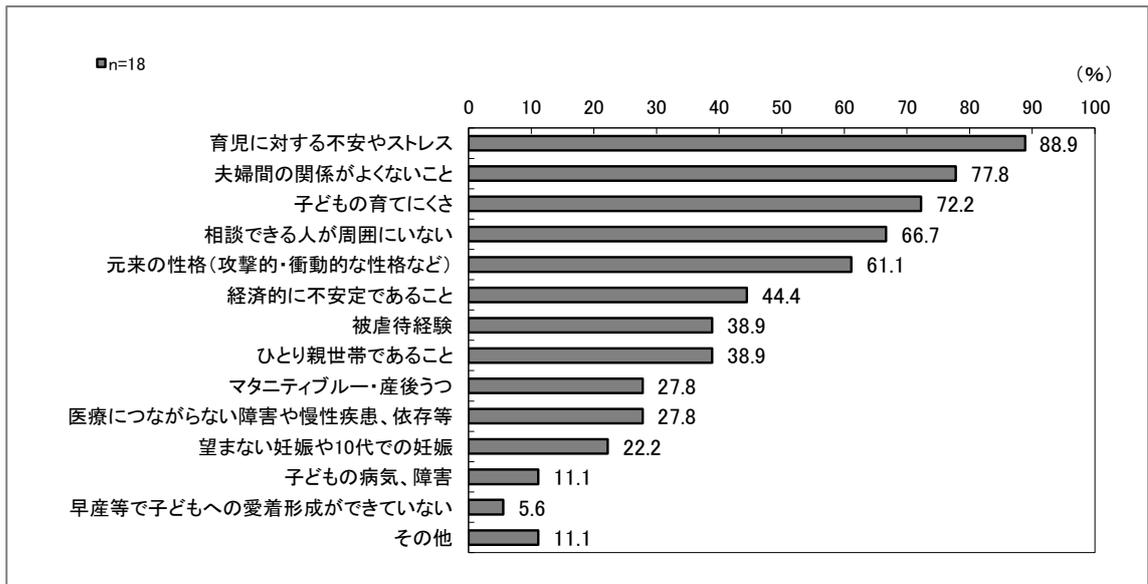
児童虐待が疑われるケースに遭遇したことがあるかたずねたところ、2割強の団体が「遭遇したことがある」と回答しています。

■児童虐待が疑われるケースに遭遇したことがあるか■



児童虐待の要因については、「育児に対する不安やストレス」(88.9%)が最も多く、次いで「夫婦間の関係がよくないこと」(77.8%)、「子どもの育てにくさ」(72.2%)、「相談できる人が周囲にいない」(66.7%)などが上位となっています。

■児童虐待の要因（全体／複数回答）■



第5節 伊達市における子ども・子育て環境の現状と課題

(1) 子育て支援の取り組み満足度の維持・向上

未就学児童と小学生児童の保護者を対象としたアンケートでは、伊達市の子育て支援の取り組みに対する評価について、“満足”が“不満”を大きく上回る結果となっており、特に低年齢の子どもの保護者からは高い評価を得ています。伊達市版ネウボウなどをはじめとする幼児期における子育て支援を今後も継続しつつ、必要な改善を適宜行うことで、子育て環境の維持・向上を図っていく必要があります。

(2) 支援を必要とする子どもやその保護者の発見と支援の提供

全国的に発達に不安を抱える子どもは増加傾向にあるとされており、障がい福祉サービスを利用する児童数も増加しています。また、厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くと過去最多を更新しています。伊達市でも全国と同様に児童虐待相談数が増加しており、平成28年度には10件、平成29年度には33件、平成30年度には36件と年々増加傾向を示しています。なお、面前DV（子どもが、両親間の身体的DVを見たり、激しい口論を聞いたりすること）は子どもの心理的虐待にあたり、従来は通報があれば警察内の案件として処理されてきましたが、近年、児童相談所へ通告しなければならないとされました。その結果、児童相談所、市町村で情報共有が図られるようになったため、児童虐待相談が増加したことも理由の1つです。

子どもへの接し方や育て方に悩みを抱える保護者も少なくないと見込まれることから、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を提供できる体制の強化を図っていくことはもちろん、ケースに応じた適切な支援の提供、支援機関同士の連携による複合的な支援の提供を図っていく必要があります。

(3) 地域の子育て力の向上

核家族化の進行やプライバシー意識の高まりなどにより、子育ての中で孤立を感じる保護者も少なくありません。全国的にも女性の就労、共働き世帯が増加しており、働きながら子育てができる環境の創出は、これまで以上に重要性が高まっている取り組みの1つとなっています。

行政による子育て支援のみならず、地域住民や事業者、子育て支援団体等、すべての市民が子育てに対する理解を深め、子育て中の保護者を支えることのできる地域づくりを進めていく必要があります。

第4章 市全体で子ども・子育てを支える施策の推進

第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

本計画を策定するにあたり実施したアンケートでは、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに本市の子育て支援の取り組みに対して、“満足”と回答した割合が“不満”を大きく上回っており、市の取り組みに対して高く評価されています。

今後も、すべての子どもがその権利を守られ、最善の利益を享受できるような社会の構築を図るとともに、子育てを社会全体で支えていくことのできるまちの実現に向けて、本計画における基本理念を「すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます」と定めます。

この基本理念は第1期伊達市子ども・子育て支援事業計画における基本理念を継承するものであり、社会情勢の変化に対応しながら、既存の取り組みを今後も継続していくことで、その効果の向上と業務の改善を図るものとなっています。

■計画の基本理念■

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が
子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます

第2節 基本目標

(1) 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援

子どもの成長は家庭のみならず、保育園や幼稚園、学校や地域など子どもの暮らしのあらゆる場面で築かれる人間関係の中で達成されるものです。地域子ども・子育て支援事業によって提供される教育・保育の質の向上を図ります。

また、新たな時代を担う子どもたちは、これから起こりうる様々な社会の変化に対応していく必要があります。新たな学習指導要領の中でも、「これから育成すべき資質・能力」として「知識及び技能」や「学びに向かう力、人間性」、「思考力、判断力、表現力」が掲げられており、正解のない世界をたくましく生き抜いていく力の習得が求められることとなります。必修化される英語教育やプログラミング教育への対応を進め、未来を生きる子どもの生きる力の育成に努めていきます。

(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備

家庭は子どもの教育における出発点であり、基本的な生活習慣やモラルなどを身につける上で大切な役割を有しています。一方で、核家族化や地域とのつながりの希薄化が進んだことで、子どもへの接し方や育て方に戸惑う保護者も少なくありません。関係団体調査でも、保護者が抱える悩みや問題として、「しつけの仕方がわからないこと」や「子どもの気持ちがかみ取れない、わからない」などが上位となっています。また、情報通信網の発達や情報通信機器の性能の向上により、多くの情報に触れることができるようになった反面、誤った情報が拡散されることもあり、保護者の不安がさらに増大する要因ともなっています。子育てにおける保護者の不安を解消するため、子育てや子育て支援に関する正しい情報の提供に努めるとともに、家庭における子育て力の向上を図ります。

また、妊娠期から子育て期までにおける母子の一貫した健康増進を通じ、子どもとその保護者の健やかな暮らしを支援していきます。さらに、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

(3) 基本目標3 地域の子育て力を強化する施策の充実

かつての子育ては、子どもの保護者のみならず、親族や地域の人など、多くの人の関与がありましたが、近年進行している核家族化やプライバシー意識の高まり等により、子育ては家庭の中で行われることが多くなっています。また、全国的なトレンドとして、女性の就労が増加傾向にあるほか、共働き世帯も増加傾向にあります。子育てしながら働くことのできる社会づくりが重要となります。

子育て家庭の社会的な孤立を防ぎ、ゆとりある子育てが可能となるよう、行政のみならず、地域全体で子どもやその保護者を見守る体制づくりを進めます。また、事業者の協力を得ながら、子育てと就労を両立することのできる就労環境づくりを進めます。

(4) 基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

子育てのみならず、市民が安心して暮らせる環境づくりはまちづくりにおける基本の取り組みの1つです。全国的に気候変動が要因の1つとも考えられる大規模な災害も毎年発生しています。普段からの災害に対する備えを充実するのみならず、発災時にも必要な支援が提供できるような支援体制を構築しておく必要があります。本市は東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の影響を強く受けたことから、引き続き放射能に対する正しい理解を普及するとともに、不安を感じる人には安心して暮らせるように寄り添う支援を続けていく必要があります。

子どもから高齢者まで、すべての市民の安全・安心を守るための取り組みを進めていきます。また、子育てしやすいまちづくりに向けて、居住環境や交通環境などの整備・改善を図ります。

(5) 基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

子どもの成長は保護者のみならず、誰にとっても喜ばしいものです。子どもは一人ひとり異なる資質や特性を有しており、その成長の速度には個人差があります。一人ひとりの子どもの成長段階に合わせた支援の提供が求められます。また、地域とのつながりが希薄化する現代においては、保護者や子どもが孤立しやすくなっていることから、支援を必要とする保護者や子どもに対するアウトリーチ型の支援が重要となっています。

本市では発達状況に応じた適切な支援の提供に努めるとともに支援を求める子どもの早期発見と、子どもの権利の尊重・保護に努めます。また、近年増加している外国籍の子どもへの支援にも取り組みます。

■計画の基本理念と全体像■

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人が
子どもと子育て家庭を支援していくまちづくりを推進していきます

【基本目標と施策の方向性】

基本目標 1

子どもの心身の健やかな成長の支援

- 教育・保育環境の充実
- 心と体の健全育成の推進

基本目標 2

子育て家庭をサポートする環境の整備

- 家庭の子育て力の強化
- 子育て情報の提供
- 母子の健康づくりの推進
- 食育の推進
- 子育て家庭の経済的負担の軽減

基本目標 3

地域の子育て力を強化する施策の充実

- 地域の子育て力の強化
- 世代間交流、次世代の育成
- 仕事と生活の調和の促進

基本目標 4

子どもと子育て家庭の安全・安心な生活
環境の確保

- 子どもと子育て家庭の暮らしやすい
環境の整備
- 子どもと子育て家庭の安全の確保
- 放射能に対する安全・安心の確保

基本目標 5

一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい
支援の充実

- 障がいや発達に不安のある子どもを
持つ家庭への支援
- 要保護児童対策
- ひとり親家庭への支援
- 外国籍の子どもへの支援
- 子どもの居場所づくり
- 支援ネットワーク体制の構築

【地域子ども・子育て支援事業の提供】

1 幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

- 特定教育・保育事業
- 地域型保育事業

2 教育・保育事業の確保策

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 特別保育事業
- 家庭への訪問事業
- 相談支援事業
- その他の事業

第3節 施策の展開

(1) 基本目標1 子どもの心身の健やかな成長の支援

1. 教育・保育環境の充実

地域のつながりの希薄化や就労環境の変化等により、子育て中の保護者を取り巻く環境は大きく変化しています。子育てに伴う保護者の心理的・身体的・経済的負担はこれまで以上に大きくなっており、社会全体で子育てを支援していくしくみづくりの重要性が高まっています。

子どもの健やかな心身の成長のみならず、子育て中の保護者の負担を軽減するための取り組みとして、地域子ども・子育て支援事業の適切な提供とサービス確保を進めていきます。また、職員研修の実施や連携強化を通じ、教育・保育の質の向上を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	乳幼児保育の充実	保育の質の向上を目指し、県外先進園の研修会や講演会への積極的な参加を勧め、中央から講師を迎えた講演会を企画します。正規職員と同様、嘱託職員の研修機会をつくります。	こども育成課
2	休日保育事業	保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日や祝日に保育が必要な子どもに対する保育需要に対応するため、休日に保育所で子どもを保育します（梁川中央保育園）。	こども育成課
3	保育所・幼稚園・認定こども園の連携	小規模の幼稚園と保育園においては、合同で行事を開催する交流保育により連携を図ります。市立幼稚園と保育園においては、それぞれ定期的に連絡会議を行い、情報交換を行います。また、私立保育園や幼稚園、認定こども園との連携強化も図ります。	こども育成課
4	保育所運営の適正化と施設整備	定員を超えて保育を行っている保育所について、受け入れ人数の適正化を図ります。	こども支援課
5	教育の充実と学力の向上	児童・生徒の教育環境を整え、わかる・できる授業づくりを進めます。2年に1度の学校訪問により、教職員の資質向上を図ります。	学校教育課
6	教職員研修事業	市独自の研修講座により、教職員の研修内容・体制を充実させ、学校教育の向上を図ります。新学習指導要領に対応する研修内容を提供します。	学校教育課

No.	取り組み	概要	担当課
7	学校図書館機能活性化事業	学校図書に関する専門的な知識・技能を有する学校司書を配置し、読書習慣の定着化を図るとともに、スムーズな貸出業務、資料や図書の整備、読み聞かせの充実を図ります。学校司書の増員に向けて取り組みます。	学校教育課
8	相談体制の充実	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の問題解決を図ります。不登校の児童・生徒に対しては、適応指導教室での指導を行います。	学校教育課

2. 心と体の健全育成の推進

グローバル化や技術革新の進展により、社会環境や経済情勢などが大きく変化しており、市民一人ひとりの生活にも大きな影響を与えています。社会全体がその不確実性を増す中で、今を生きる保護者や次代を担う子どもは、先行きの見えない中で生じる事態に対応していくことが求められています。

また、子どもの生活環境の変化は、子ども自身の心身の発達にも大きな影響を与えています。精神的・社会的側面における発達の遅れや自己肯定感の欠如、将来への不安などにもつながっているとされており、知識の習得のみで解決できるものではありません。

すべての子どもが希望を持って自立的に自分の未来を切り拓くことができるよう、知識の習得のみならず、豊かな人間性や心身の健康を守るための意識づけなどが求められています。今後も、子どもの「精神的な自立」・「生活上の自立」・「学びの自立」を促すことで、「生きる力の育成・向上」を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	キャリア教育の実施	通学合宿（小学5年生）や福祉施設でのボランティア体験・福祉学習（中学1年生）、職業体験（中学2年生）等のキャリア教育を通じ、生徒の自立心や勤労・職業観の育成を図ります。	学校教育課
2	吹奏楽きらめき事業	音楽を通じて市民の希望を与えると同時に、学校外における地域とのつながりを感じられるよう、児童・生徒による音楽活動を支援します。	学校教育課
3	青少年育成市民会議事業	中学2年生の立志式や青少年育成推進大会、こども論語塾の開催など、社会で生き抜くために大切なことを感じてもらう機会を提供することで、青少年の健全育成に努めます。	こども支援課

(2) 基本目標2 子育て家庭をサポートする環境の整備

1. 家庭の子育て力の強化

共働き世帯の増加や長時間労働などにより、子どもが保護者と接する時間は減少しています。また、核家族化により、子どもと祖父母などの親族が接する機会も限定されているほか、初めての子育てに戸惑う保護者も少なくありません。

家庭における教育やしつけ、子どもの発達などについて保護者が相談できる場を提供するほか、家庭教育講座や親子参加型事業の実施等を通じ、子育てに関する保護者の不安の解消と家庭における教育力の強化を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	こども相談事業	こども相談室を設置し、家庭における適正な養育、その他家庭における児童の福祉向上を図るための相談、指導、援助を行います。研修等を通じて職員及び相談員の資質向上を図ります。	こども支援課
2	PTA 活動の推進	保護者の PTA 活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、地域内における PTA 同士の連携を図ります。	学校教育課
3	ノーゲームデーと家庭での読書活動の推進	伊達市 PTA 連絡協議会との協力のもと、毎週水曜日を「ノーゲーム・読書デー」と定め、家庭内での読書活動の推進を図ります。	学校教育課
4	ブックスタート事業・読み聞かせの支援	乳児に絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を継続的に実施するとともに、NPO・ボランティアによる「読み聞かせ」支援を行います。	生涯学習課
5	家庭教育講座の実施	子どもの健全な成長に必要な親の役割について学習し、親の自覚と家庭教育の重要性を認識するため、保護者を対象に学校、幼稚園、保育所及び子育てサークルが実施する家庭教育講座を支援します。	生涯学習課
6	親子参加型事業の実施	親子で一緒にできるイベントや講演を実施し、共通体験を通じた親子のふれあいの機会を企画・提供します。	生涯学習課

2. 子育て情報の提供

少子化や核家族化、プライバシー意識の向上などにより、身近な地域で子どもの存在を感じられる機会は減少しています。子どもに接することがほとんどないまま保護者となるケースも少なくないため、子育てに関する基礎的な知識や子育て支援に関する情報について、保護者が必要なときに入手できるような情報提供体制を整備しておく必要があります。

本市では、既に子育てガイドブック「にこにこ」やスマートフォンアプリ「だて子育てアプリ」の提供を進めています。また、子育て支援ウェブサイト「にこにこ」も開設しており、保護者への情報提供体制の充実を図っていますが、これらの効率的な運用を図るとともに、利便性向上に向けたコンテンツの拡充を進めます。また、子育てに悩む保護者が、身近な地域で専門職から助言を受けられる環境を整備し、市民の子育てにおける不安の軽減を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	利用者支援事業	伊達市子育て支援センターにおいて、子育て世帯が気軽に相談できる環境及び情報提供の体制を整備するとともに、関係機関との調整を行い、適切な子育てサービスの活用を支援しています。	こども支援課
2	子育てガイドブック「にこにこ」の作成・配布	子育てに関する支援制度等を掲載した「子育てガイドブック」を作成・配布します。より見やすい紙面づくりに努めます。	こども支援課
3	「だて子育てアプリ」の周知拡大と提供情報の充実	「だて子育てアプリ」の利用拡大に向けて、周知啓発に努めるとともに、子どもの年齢に合わせたコンテンツの提供・拡充によるアプリケーションの利便性向上を図ります。	こども支援課
4	市の広報紙や子育て支援ウェブサイト「にこにこ」などを活用した子育て情報の提供	市政だよりや子育て支援ウェブサイト「にこにこ」等を通じて子育て支援に関する情報を発信します。	こども支援課

3. 母子の健康づくりの推進

妊娠期における母親の健康状態は、生まれてくる子どもの健康状態にも大きな影響を与えます。近年は晩婚化や晩産化等の進行や地域における子育て世代の孤立などもあり、母子保健の重要性が高まっています。また、子どもの健康状態には世帯の経済状態なども影響することから、子どもの健やかな成長とその保護者の健康づくりを支援していくため、福祉制度に基づく健康増進施策の推進を進めていく必要があります。

本市では、妊娠期から子育て期まで、切れ目なく子育てを支援することができるよう、「伊達市版ネウボラ」の構築を進めてきましたが、今後も、「伊達市子育て世代包括支援センター『にこにこ』」を中心としたネウボラによる支援体制を強化し、母子の健康づくりを支援していきます。また、定期的な健診（検診）等の機会を通じ、子どもの成長・発達を見守り、必要に応じて助言等を行っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	母子健康手帳の交付	妊娠届出書の提出時に、母子健康手帳の交付を行いながら担当のネウボラ保健師が面接し、顔の見える関係を築くことで妊娠期から子育て期まで寄り添いながら支援します。	健康推進課
2	妊婦健康診査	妊婦と胎児の健康保持・増進を図るため、医療機関で妊婦の健康状態の把握と保健指導を行います。	健康推進課
3	妊婦歯科検診	妊婦の歯科疾患の予防と早期発見・早期治療につなげるため、妊婦歯科検診を行います。出産前から乳幼児の虫歯予防に対する意識を高めていきます。	健康推進課
4	妊産婦訪問指導の実施	妊娠 32 週以降にすべての妊婦へ訪問し、育児パッケージの贈呈を行いながら、安心して出産できるよう助言を行います。	健康推進課
5	新生児及び乳幼児訪問指導の実施	乳児家庭全戸訪問指導との連携を図りながら、担当のネウボラ保健師が新生児及び乳幼児の発育・発達の確認を保護者と一緒に行い、子育ての悩み等に対し助言指導することで安心して子育てができるように支援します。	健康推進課
6	乳幼児健康診査の実施	4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、3 歳 6 か月の時期に保護者と一緒に子どもの発達・発育の確認を行い、乳幼児からの生活習慣病予防のための指導等を行います。経過観察が必要と判断された場合には、各種健診・健康相談の場を活用した助言・指導を行います。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。	健康推進課

No.	取り組み	概要	担当課
7	幼児歯科健診の実施	乳幼児健康診査と同時に歯科医師及び歯科衛生士により歯の放出や口腔内を観察し、正しいかみ合わせや虫歯予防を推進します。健診未受診者に対しては受診勧奨を行います。	健康推進課
8	予防接種事業	乳幼児から高校生まで対象に、予防接種法で定められた予防接種を実施します。また、15歳以下の子どもや妊婦にインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	健康推進課
9	子宮頸がん検診	満20歳以上の偶数年齢の女性を対象に、指定医療機関で子宮頸部の細胞診を実施します。妊婦検診においても、同じ内容で妊娠初期に実施します。若い世代の受診率向上を図ります。	健康推進課
10	乳がん検診	満40歳以上の偶数年齢の女性を対象に指定医療機関でマンモグラフィーを実施します。受診率の向上を図ります。	健康推進課
11	母子健康相談の実施	子育ての悩み等を電話、来所などで相談を受け必要に応じて助言・指導することで、安心して子育てができるように支援します。 伊達市版ネウボラ事業の実施により、きめ細やかな相談機会の充実を図ります。	健康推進課
12	生活習慣を確立するための助言・指導の実施	子どもの健やかな成長の基本となる運動・食事・睡眠などの生活習慣について、助言・指導を行います。	健康推進課
13	事故防止のための啓発	誤飲、転倒、やけどなどの事故防止のため、乳幼児健康検査や教室、保育施設等において、パンフレットを配布し知識の普及啓発を行います。	健康推進課

4. 食育の推進

食は日々の健康を支える基本の1つです。妊娠期における栄養不足や食の偏りは胎児の成長に影響を及ぼすほか、乳幼児期における食習慣は、生涯における生活習慣に大きな影響を与えます。特に子どもの肥満は大人の肥満に移行し、生活習慣病の発症につながります。

すべての市民が日々の食を通じて、自らの健康を守ることができるよう、食育を推進していきます。また、小さいうちから健全な食事習慣を身につけるとともに、栄養バランスを考慮した食事などについて学ぶ機会を提供します。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	家庭における食生活の啓発	乳幼児健診や相談会等の機会を通じ、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本に、家庭生活における正しい生活リズムや食習慣のあり方について啓発します。	健康推進課
2	乳幼児期からの食育の啓発	7か月児相談会や1歳児相談会を開催し、乳児の離乳食開始から幼児食への食の自立に向けた成長に必要な栄養がバランスよく摂れる食習慣づくりについて支援・相談を行います。	健康推進課
3	学校における食育の啓発	栄養教諭・栄養技師による食に関する指導や試食会を実施します。	学校教育課

5. 子育て家庭の経済的負担の軽減

物価の上昇や消費税率の見直しなど、家計の負担が大きくなる一方で、賃金の伸びは限定的となっています。また、非正規雇用の増加が進んだことで、子育て世代の生活は依然として苦しい状態が続いています。令和元年10月より、子育て世代の経済的負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化が開始されるなど、子育てをより社会全体で支えるしくみづくりが進められていますが、今後も保護者の生活状況等を鑑みながら、支援のあり方を模索していく必要があります。

本市においても、各種支援制度に基づく適切な事業の提供により、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めるとともに、社会情勢の変化に応じたより望ましい支援のあり方について検討を進めていきます。子育て中の保護者の不安や負担感は、妊娠期や乳幼児期、学童期など子どもの成長に応じて変化していくことから、子どもの成長や保護者のライフステージに合わせた負担軽減策を横断的に検討していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	幼児教育・保育の無償化に伴う適切な事業の実施	生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳以上の子ども及び市民税非課税世帯の3歳未満の子どもを対象に、保育園や幼稚園、認定こども園等の保育料を無償化しています。	こども育成課
2	こども医療費の助成	18歳までの子ども保険診療にかかる自己負担額と入院時食事療養費自己負担額を助成します。	こども支援課
3	児童手当の給付	家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健全育成・資質の向上を図るため、0歳から中学3年生までの子どもを養育している方に支給されます。	こども支援課
4	就学援助	伊達市立の小中学校に通う児童生徒が、楽しく学校生活を過ごすことができるよう、経済的に困窮している保護者に対して、学用品費や給食費などの一部、または全額を援助します。	学校教育課
5	奨学金の貸与	学習意欲がありながら、経済的な理由で高等学校以上の学校に進学や就学が困難な生徒・学生に奨学資金（修学資金・入学支度金）を貸与します。	教育総務課
6	子どもの貧困対策との連携強化	子どもの貧困は複合的な課題であることから、これらの問題解決のためこども支援ネットワークを設置しました。このネットワークを基盤にこどもの居場所であるこども食堂や学習支援などについて取り組みます。	こども支援課

(3) 基本目標3 地域の子育て力を強化する施設の充実

1. 地域の子育て力の強化

子ども人口の減少や地域のつながりの希薄化、プライバシー意識の高まりなどにより、子どもの存在はかつてよりも身近ではありません。また、核家族化により、身近に親族がいないなど、困りごとがあっても頼れないケースもあり、子どもや子育て世代が地域で孤立しやすい状況となっています。子育てに対する地域の関わり方も大きく変化しており、地域の大人の目が中々子どもに行き届かないケースも少なくありません。こうした傾向は今後も続くことが見込まれます。

子どもや子育て中の保護者が孤立することがないよう、身近な地域における相談機能を強化していくとともに、子育てを支援していく地域ネットワークの強化を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	核家族化の進展により孤立する親子が増える中、親子が交流し、身近に相談できる場所の確保が必要なことから、地域における子育て支援の拠点として子育て支援センターを設置します。	こども支援課
2	スクールコミュニティ事業	小学校に地域活動の拠点となるスクールコミュニティセンターを設置し、学校における教育活動を支援するとともに、地域との連携を強化し、社会全体の教育力の向上と、学校を核とした地域コミュニティの形成を図ります。	生涯学習課
3	スポーツ少年団活動の推進	スポーツ少年団に対して事業補助金を交付し、組織運営及び事務補助を行うことで、子どもたちがスポーツに親しみ、体力づくりや地域活動ができる環境を整備します。	生涯学習課
4	小中学校ホームページ整備事業	市内すべての小中学校において、ホームページの定期的な更新を行い、学校行事等の開催を地域に周知します。ホームページの更新にあたっては、教職員の負担軽減策についても検討していきます。	学校教育課
5	ファミリー・サポート・センター事業	一時的な子どもの預かりや自宅から保育施設等への送迎など、地域において子育ての援助を受けたい方(お願い会員)と、援助に協力できる方(任せて会員)がそれぞれ会員となり、子育てについて助け合う事業を展開します。	こども支援課

2. 世代間交流、次世代の育成

平成 23 年から学習指導要領が改訂されたことにより、授業時数が増加し、放課後子どもが自由に過ごせる時間が少なくなっています。また、共働き世帯の増加により、子どもだけで過ごす時間の増加やスマートフォン等の普及などによるメディアとの付き合い方の変化など、子どもの生活時間にも大きな変化が生じています。習い事に通うなどにより、地域とのつながりを意識することのできる時間はますます少なくなることが危惧されます。

子どもたちが、自然や歴史・文化とふれあう機会を通じて、豊かな心を育むことができるよう、特に親と子どもと一緒に体験したり、自然とふれあったりすることができるような取り組みを進めていきます。また、次世代に豊かな自然を残すための環境保護の推進や、環境保護に取り組む NPO などの活動を支援していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	環境保護の推進	環境基本計画に基づき、広報紙等による啓発活動などを行い、子どもたちや市民の環境保護意識の向上を図り、本市の豊かな環境を将来に継承しています。	生活環境課
2	市民協働で進めるための NPO などへの活動の支援	NPO や市民活動団体等と行政が連携を図りながら、担い手の育成、地域活動への理解促進などに取り組んでいます。	市民協働課
3	自然や歴史・文化とふれあう機会の充実	ウォーキングイベント等において、自然に接しながら地域の歴史に触れる機会を提供します。また、資料館のワークショップ等を通じて市民が歴史に親しむ機会を提供します。	生涯学習課
4	世代間交流の機会の提供	昔の遊びやおもちゃづくりなどを通じて、高齢者とのふれあいの機会を設け、世代間交流を促進します。スクールコミュニティ、交流館や土曜学習事業等と連携するとともに、人材バンクの活用も検討していきます。	生涯学習課 市民協働課
5	地域文化伝承の促進	太鼓や獅子踊りなど地域の文化を発表する機会を提供し、その周知を図ります。地域団体の活動を支援することで、地域文化伝承を支援していきます。	生涯学習課

3. 仕事と生活の調和の促進

少子高齢化に伴う生産年齢人口（働き手）の減少を背景に、一億総活躍社会の実現に向けた労働生産性の向上が求められています。また、情報通信技術の発達等により、働く場所や時間など、個人が自らの働き方を選択することも可能となっています。企業の視点でみると、労働基準法の改正に伴う年次有給休暇の取得義務化や、同一労働同一賃金制度の導入など、雇用環境の改善に努めていくことが必要となっています。

仕事と子育ての両立を企業や地域が応援し、支えていくことのできる体制づくりを今後も継続して進めていくことで、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。また、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、周知・啓発を引き続き図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	仕事と家庭のバランスをとることができる職場環境づくり	子育てにおいて、仕事の負担が大きくなるらないために、子の看護休暇、深夜労働の制限や勤務時間の短縮等の措置を講じて仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを図ります。 仕事と生活の認証企業、女性活躍認証企業の増加に向けた取り組みを進めていきます。	商工観光課
2	育児休業制度など関係法制度の普及・定着の促進	育児休業制度などの子育てに関する法制度を広く普及させ、出産後も安心して職場へ復帰できる環境整備を図ります。	商工観光課
3	労働者自身の意識改革の啓発	労働者自身が、仕事と子育ての両立に理解を持つため、ワーク・ライフ・バランスの推進と意識啓発を図ります。	商工観光課
4	国・県・関係団体などと連携した子育てしやすい職場づくりの促進	国・県・関係団体から提供された労働に関する各種資料を配布し、子育てしやすい職場づくりに向けた情報提供を行います。	こども支援課
5	雇用の場の確保	職業紹介事業において、市内事業所を対象に両立支援求人を獲得し、一方で子育て中の求職者の就職活動を支援し、雇用の場の確保を図ります。	商工観光課
6	男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進	すべての人が性別にとらわれることなく多様な生き方を認め合い、その個性と能力を発揮して自分らしく生きられる社会の実現を目指し、男女平等の意識の啓発、様々な分野の女性参画促進を図ります。	市民協働課

(4) 基本目標4 子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

1. 子どもと子育て家庭の暮らしやすい環境の整備

子育て中の保護者にとって、子どもが安心して生活することのできる環境の整備は基本となる取り組みであり、子どもと保護者の2つの視点に立ったハード・ソフト両面での取り組みが必要です。

子どもが安心して遊ぶことができる遊び場などを運営することなどにより暮らしやすい環境を整えます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	公園などの維持・安全管理	子どもが安心・安全に遊ぶことができるよう、公園の整備や設置遊具の管理などを行います。	都市整備課
2	屋内外運動場の整備	天候や季節に左右されず、子どもたちに遊ぶ機会を提供するため、屋内・屋外運動場を設置しています。施設の持続性確保に向けて、利用料の徴収についても検討していきます。	こども支援課

2. 子どもと子育て家庭の安全の確保

子どもを巻き込んだ交通事故や連れ去りなどの事案がメディアで大きく取り上げられるようになり、保護者の不安も大きくなっています。また、スマートフォンの普及などによって、子どもによる有害なコンテンツへのアクセスも以前より容易になっています。

地域や警察等と連携して、子どもの安全を見守る活動を継続的に実施していくとともに、子どもが自らの心身や権利を自分で守ることができるよう、指導・教育を進めていきます、

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	交通安全教室の実施	伊達市交通教育専門員や伊達地区交通安全協会と連携し、市内の教育施設において交通安全教室を実施し交通安全に対する知識、交通マナーの向上を図ります。講師人材の育成と交通安全教室の実施回数の増加を図ります。	生活環境課 学校教育課

No.	取り組み	概要	担当課
2	地域住民や警察との連携協力	毎朝の立哨活動や下校時間帯の見守り活動を行い、通学路の交通安全や犯罪防止を図ります。また、交通法令の遵守や交通マナー向上の促進を図ります。また、毎年8月に通学路合同点検を行います。	学校教育課
3	防犯や交通安全に関する知識の普及・啓発の実施	各期の交通安全運動において交通安全に係るチラシを配布し交通安全の知識普及、交通安全啓発を図ります。	生活環境課
4	「こども110番の家」の推進	学校を通じて、家庭や市内店舗に協力を呼びかけ、「こども110番の家」の看板を設置します。	こども支援課
5	インターネットやコミュニケーションツールの正しい活用方法の周知	学校ごとに情報モラル教育を実施して、インターネットの危険やコミュニケーションのトラブルなどの事例を紹介し、正しい活用方法を周知します。	学校教育課

3. 放射能に対する安全・安心の確保

東日本大震災以降、放射線・放射能への関心が高まりましたが、その一方で、それらに対する誤解が依然として残っていることも事実です。放射線や放射能に対し、「正しく恐れる」ための理解を深めていけるよう、子どもとその保護者に対する放射線教育を充実していきます。また、放射線量を気にすることなく、のびのびと活動できる機会を提供するなど、安全・安心な環境づくりに努めていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	放射線教育推進事業	市で作成した放射線教育副読本や教材等を活用し、本市の状況に応じた放射線教育を実施します。また、教職員研修の内容についても、常に改善を図っていきます。	学校教育課
2	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	安心安全な給食を提供するため放射性物質に係る検査を実施します。また、遊びや運動の機会が減少している児童のために、専門家による遊びの支援などを実施します。	学校教育課 こども支援課

(5) 基本目標5 一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

1. 障がいや発達に不安のある子どもを持つ家庭への支援

本市の子ども人口は減少傾向にあります。障がいのある子どもの人口は横ばいで推移しています。発達障害に関する理解が社会全体で広がり、把握が進んだことや診断基準の改訂などが要因の1つと考えられますが、障がいのある子どもや発達に遅れがある子どもに対する早期発見と早期対応の重要性は今後も高まっていくことが予想されます。また、障がいのある子どもが社会に受け入れられ、共生していくことのできる地域づくりが求められます。

保育園、幼稚園及び認定こども園が特別支援学校や障がい児施設との連携を図り、障がいのある子どもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整備していくとともに、その保護者への支援も充実させていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	発達支援室「こどもも」事業（未就学児の発達支援、保護者への相談・助言）	就学前の子どもを対象とした発達支援や言語指導のほか、子どもの発達に不安を抱える保護者に対して相談や助言を行います。発達支援アドバイザーや言語聴覚士などの専門職の配置により連携強化を図り、支援の充実を図ります。	こども支援課
2	教育支援体制の整備（学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症などを持つ子どもへの支援）	障がいを持つ子どもが学校や保育所等で円滑に生活が送れるよう、特別介助支援員の配置や保育士等の増員により支援にあたります。	こども育成課 学校教育課
3	特別支援教育体制の整備（障がいの特性に応じた教育指導）	就学指導実施要綱に基づき、障がいに応じた適切な教育指導及び円滑な就学指導を実施していきます。	学校教育課
4	障がい児通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）	発達が心配される子ども一人ひとりに、障がい児通所サービスを通して生活能力向上や集団への適応訓練などのサービスを提供し、地域社会の中でいきいきと暮らせるよう支援します。	こども支援課
5	特別支援学校や障がい児施設との連携	保育園、幼稚園及び認定こども園が特別支援学校や障がい児施設と連携を図ることで、障がいのある子どもがその発達の速度や特性等に合わせた教育や指導を受けられる環境を整えます。	こども支援課
6	障害児福祉手当の給付	精神又は身体に重度の障がいがあり、在宅で生活される20歳未満で常時介護が必要な状態にある方に手当を支給します。	社会福祉課
7	特別児童扶養手当の給付	身体または精神に重度の障がいがある20歳未満の子どもを監護している養育者に手当を支給します。	こども支援課

No.	取り組み	概要	担当課
8	育成医療の給付	18歳未満の子どもで、疾患等により将来において障がいを残すおそれがあり、確実に治療効果を期待できる場合、その医療費の一部を支給します。	社会福祉課
9	障がいのある子どもに対する関係機関の連携の強化	自立支援協議会こども部会を定期的に開催し、関係機関との情報共有等を行い、障がいのある子どもの早期支援と切れ目のない連携を図ります。	こども支援課

2. 要保護児童対策

厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。伊達市では、全国と同様に児童虐待相談数が増加しており、平成28年度10件、平成29年度33件となり、平成30年度は36件と年々増加傾向を示しています。

令和4年までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、伊達市においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していきます。

児童虐待の防止に向けて、要保護児童対策地域協議会での情報共有と、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた準備を進めます。また、地域全体で、困りごとを抱えた子どもやその保護者を見守り、必要に応じて関係機関に通報できるよう、通報窓口に関する周知・啓発を全市民に対して実施していきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	「要保護児童対策地域協議会」などを通じた関係機関との連携と推進	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図りながら、児童虐待をはじめ要保護児童等の早期発見・対応に努め、適切な支援等を行います。 また、令和4年までの設置が求められている「子ども家庭総合支援拠点」についても準備を進めていきます。	こども支援課
2	児童虐待の防止に向けた普及・啓発の促進	ポスターの掲示やリーフレットの配布により、児童虐待防止に対する市民の意識を高めます。	こども支援課

3. ひとり親家庭への支援

国勢調査によると、本市の母子世帯、父子世帯は増加傾向にあります。ひとり親世帯の世帯平均年収はふたり親世帯と比べて低くなっており、経済的な余裕がないケースが多くなっています。また、子育てと仕事の両立がふたり親世帯と比べて難しく、ひとり親家庭への子育て支援は非常に重要となっています。

子どもが生まれ育った家庭の経済状況によらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばしていくことのできる機会と環境を提供していくため、児童扶養手当や就労のための援助などにより、ひとり親家庭の経済的自立を図ります。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	児童扶養手当の給付	母子家庭（または父子家庭）の児童や一方の親に障がいがある場合に、所得制限に該当する方等を除き、児童扶養手当を支給します。適切な制度の運用を継続していきます。	こども支援課
2	ひとり親家庭への医療費の助成	母子家庭・父子家庭等の経済的負担を軽減するため、所得制限に該当する方を除き医療費の一部を助成します。	こども支援課
3	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子家庭（または父子家庭）等の経済的自立や児童の福祉の向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸し付けます。	こども支援課
4	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母（または父子家庭の父）が、指定した資格取得のために養成訓練等を受けた場合に、入学時の負担や訓練中の生活の負担を軽減するために支給します。	こども支援課
5	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母（または父子家庭の父）が、職業能力開発のため講座を受講した場合に支給します。	こども支援課

4. 外国籍の子どもへの支援

国際化の進展に伴い、近年、本市においても外国籍の子どもが増加しています。外国にルーツのある子どもやその保護者は、文化・習慣等の違いにより、様々な場面で戸惑いを抱えていることが想定されます。

外国にルーツのある幼児やその保護者が教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう地域における外国人等の在住状況や出身国等を踏まえ適切な支援を行います。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	外国籍の子どもへの支援	外国語による子育て情報の発信などにより、外国籍の家庭が必要な情報を適切に取得できるよう支援を行います。	こども支援課

5. 子どもの居場所づくり

次代を担う子どもたちの成長においては、子どもが自らの可能性を信じて今を生き、前向きに挑戦しながら未来を切り拓いていけるような環境づくりが何よりも重要です。しかし、その生まれ育った環境の事情等により、子どもの現在及び将来が左右されることも現実には生じています。国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、子どもの相対的貧困率は、平成24年の16.3%から平成27年には13.9%と、改善されたことが報告されていますが、依然として約7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

子どもにとって安心して過ごすことのできる居場所の創出・維持を通じて、すべての子どもが、その家庭環境等に左右されることなく、自信を持って成長していくことができる子育て環境の構築を図ります。また、子どもの保護者に対する就業支援や生活支援等とも連携を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	こども食堂への支援	気軽に立ち寄り、食事を通じた安心感の醸成や世代間交流の場などの提供により「孤食」を防ぎ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行います。	こども支援課

No.	取り組み	概要	担当課
2	学習支援事業の実施	無料または低廉な価格で利用できる学習支援の場を確保し、子どもの居場所を兼ねた学習環境の充実に取り組んでいきます。	こども支援課
3	地域交流の推進	幅広い年齢の子どもが集まり、無料で利用できる屋内運動場等について、地域の子どもの見守りや居場所づくりなど、地域交流を進めていきます。	こども支援課

6. 支援ネットワーク体制の構築

核家族化や少子化の進行、情報技術の進化や就労形態の多様化等により、子どもやその保護者の生活環境は大きく変化しています。プライバシー意識の高まり等により、地域住民同士のつながりが希薄化したことで、子育て中の保護者が孤立しやすい環境ともなっています。晩婚化や晩産化等により、ダブルケアなどの複雑かつ深刻な課題を抱えるケースもみられるようになっていきます。

子育てを取り巻く環境の変化に対応しながら、子どもとその保護者が誰一人として孤立することのないよう、地域や事業者、行政による支援ネットワークの強化を図っていきます。

■主な取り組み■

No.	取り組み	概要	担当課
1	子どもの未来応援ネットワーク事業	市を中心に関係機関が集まる場を設け、官民一体となって貧困家庭を見守り、支援するための情報共有やつなぎを行っていきます。	こども支援課
2	子育て支援センターにおける相談機能等の活用	各地域の子育て支援センターにおける無料相談や各種イベント、体験活動を通じ、貧困リスクの早期発見や寄り添う支援につなげていきます。	こども支援課
3	養育支援訪問事業	乳児全戸訪問事業などで、養育支援が特に必要と判断された家庭を訪問して指導や助言を行い、家庭での養育を支援していきます。	こども支援課

第5章 地域子ども・子育て支援新制度に基づく事業の展開（子ども・子育て支援事業計画）

第1節 地域子ども・子育て支援新制度によるサービスの提供

平成27年4月から開始された「子ども・子育て新制度」は、社会全体で子どもの育ち、子育てを支えるしくみであり、身近な市町村がその中心を担うこととされています。

本市でも、平成27年3月に策定した「伊達市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市内における地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の提供に努めてきました。

今後も、地域子ども・子育て支援事業によるサービスの提供を継続し、市内における子どもやその保護者の支援を進めていく必要があります。

■利用できる主な支援■

<p>仕事や介護などで子どもをみられない日が多い</p> 	<p>0～2歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所 ● 認定こども園 ● 小規模保育 ● 家庭的保育 など 	<p>3～5歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所 ● 認定こども園 など 
	<p>普段家にいて子どもと一緒に過ごす日が多い</p> 	<p>0～2歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 一時預かり ● 地域子育て支援拠点 など <p>※3歳以上も利用可能です。</p>

第2節 第2期子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量

(1) 区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

「第1期伊達市子ども・子育て支援事業計画」では、計画策定時の教育・保育の実施状況や施設の配置・整備状況等を鑑み、伊達、梁川、保原、霊山、月舘の5地域を教育・保育提供区域として設定しています。

本計画においても、この区域の考え方は継承するものとします。

(2) 児童数の推計

子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するにあたって、計画期間における児童数を以下のように見込みます。

■計画期間における推計児童数■

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	302	290	285	273	268
1～2歳	718	692	663	645	625
1歳	346	328	316	311	296
2歳	372	364	347	334	327
3～5歳	1,280	1,263	1,234	1,202	1,157
3歳	398	393	384	366	352
4歳	433	419	414	404	384
5歳	449	451	436	432	421
6～8歳	1,275	1,346	1,411	1,371	1,354
6歳	484	458	460	444	439
7歳	399	487	461	463	448
8歳	392	401	490	464	467
9～11歳	1,277	1,235	1,225	1,293	1,366
9歳	422	392	401	491	464
10歳	415	427	396	405	496
11歳	440	416	428	397	406
計	4,852	4,826	4,818	4,784	4,770

(3) 教育・保育の量の見込み

計画期間における「教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や保護者の利用希望、無償化による影響等を総合的に考慮し、以下のように算出します。

また、それぞれ必要となる確保方策について、表のとおりまとめます。

1. 伊達市全体

市全域でみると、計画年度前半（2年度から3年度）については3号の供給量が不足するものの、保原地域の新認定こども園設置により令和4年度以降は必要な供給量は確保できる見込みです。

なお、令和3年度までの供給量不足については、定員弾力化による受け入れにより対応可能であるため待機児童には直結しない状況です。

■ 計画期間における認定区分別にみた児童数の推計 ■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	423	429	420	419	405
2号認定	3～5歳	807	789	777	754	731
	幼稚園	130	119	119	110	107
	保育所	677	670	658	644	624
3号認定	0～2歳	628	618	610	602	597
保育所 +地域型保育	1・2歳	470	463	453	448	441
	0歳	158	155	157	154	156

■ 確保方策（1号認定・2号認定） ■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
特定教育・保育施設	1,384	1,392	1,493	1,507	1,523
	1号認定	775	783	794	808
	2号認定	609	609	699	699
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
幼稚園及び預かり保育	262	254	153	139	123
	1号認定	0	0	0	0
	2号認定	262	254	139	123
企業主導型地域枠	1	1	1	1	1
認可外保育施設	0	0	0	0	0

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	146	146	158	158	158
特定教育・保育施設	129	129	141	141	141
地域型保育	15	15	15	15	15
小規模保育	15	15	15	15	15
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	2	2	2	2	2
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	433	433	475	475	475
特定教育・保育施設	388	388	430	430	430
地域型保育	40	40	40	40	40
小規模保育	40	40	40	40	40
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	5	5	5	5	5
認可外保育施設	－	－	－	－	－

2. 伊達地域

伊達こども園周辺の住宅分譲等により需要量が急増しており、3号の供給量不足が継続的に見込まれます。そのため、定員弾力化による受け入れ、近隣の他地域での受け入れ、小規模保育の設置や伏黒幼稚園の認定こども園化等を検討していく必要があります。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	124	130	129	130	125
2号認定	3～5歳	267	250	253	234	226
幼稚園	3～5歳	52	41	43	34	33
保育所	3～5歳	215	209	210	200	193
3号認定	0～2歳	183	181	173	170	171
保育所 +地域型保育	1・2歳	139	138	129	126	126
保育所 +地域型保育	0歳	44	43	44	44	45

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	375	375	375	375	375
特定教育・保育施設	259	265	264	276	285
1号認定	124	130	129	141	150
2号認定	135	135	135	135	135
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育	116	110	111	99	90
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	116	110	111	99	90
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	24	24	24	24	24
特定教育・保育施設	21	21	21	21	21
地域型保育	3	3	3	3	3
小規模保育	3	3	3	3	3
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	90	90	90	90	90
特定教育・保育施設	74	74	74	74	74
地域型保育	16	16	16	16	16
小規模保育	16	16	16	16	16
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

3. 梁川地域

需要量に対し、十分な供給量が確保されています。他地域からの受け入れも見込みます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	99	100	99	99	95
2号認定	3～5歳	178	180	178	178	172
幼稚園	3～5歳	26	26	26	26	25
保育所	3～5歳	152	154	152	152	147
3号認定	0～2歳	153	150	148	147	146
保育所 +地域型保育	1・2歳	115	112	111	110	108
保育所 +地域型保育	0歳	38	38	37	37	38

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	485	485	485	485	485
特定教育・保育施設	458	458	458	458	458
1号認定	243	243	243	243	243
2号認定	215	215	215	215	215
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育	27	27	27	27	27
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	27	27	27	27	27
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	50	50	50	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	121	121	121	121	121
特定教育・保育施設	121	121	121	121	121
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

4. 保原地域

計画年度前半（2年度から3年度）については、3号の供給量が不足している状態にありますが、現在、令和4年4月開園に向けて（仮称）保原認定こども園整備を重点的に進めており、令和4年度以降は供給量不足は解消される見込みです。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	165	164	157	157	154
2号認定	3～5歳	298	296	283	283	277
幼稚園	3～5歳	43	43	41	41	40
保育所	3～5歳	255	253	242	242	237
3号認定	0～2歳	235	231	233	231	229
保育所 +地域型保育	1・2歳	174	172	172	172	170
保育所 +地域型保育	0歳	61	59	61	59	59

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	627	627	627	627	627
特定教育・保育施設	510	511	614	615	621
1号認定	329	330	343	344	350
2号認定	181	181	271	271	271
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育	116	115	12	11	5
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	116	115	12	11	5
企業主導型地域枠	1	1	1	1	1
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	50	50	62	62	62
特定教育・保育施設	36	36	48	48	48
地域型保育	12	12	12	12	12
小規模保育	12	12	12	12	12
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	2	2	2	2	2
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	165	165	207	207	207
特定教育・保育施設	136	136	178	178	178
地域型保育	24	24	24	24	24
小規模保育	24	24	24	24	24
家庭的保育	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
事業所内保育	0	0	0	0	0
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	5	5	5	5	5
認可外保育施設	－	－	－	－	－

5. 靈山地域

需要量に対し、十分な供給量が確保されています。他地域からの受け入れも見込みます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	27	26	27	26	25
2号認定	3～5歳	49	47	49	47	45
幼稚園	3～5歳	7	7	7	7	7
保育所	3～5歳	42	40	42	40	38
3号認定	0～2歳	43	43	43	42	40
保育所 +地域型保育	1・2歳	32	31	31	31	29
保育所 +地域型保育	0歳	11	12	12	11	11

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	85	85	85	85	85
特定教育・保育施設	84	85	84	85	85
1号認定	36	37	36	37	37
2号認定	48	48	48	48	48
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育	1	0	1	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	1	0	1	0	0
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	16	16	16	16	16
特定教育・保育施設	16	16	16	16	16
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	39	39	39	39	39
特定教育・保育施設	39	39	39	39	39
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

6. 月舘地域

需要量に対し、十分な供給量が確保されています。他地域からの受け入れも見込みます。

■計画期間における認定区分別にみた児童数の推計■

単位：人

認定区分	対象年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1号認定	3～5歳	8	9	8	7	6
2号認定	3～5歳	15	16	14	12	11
幼稚園	3～5歳	2	2	2	2	2
保育所	3～5歳	13	14	12	10	9
3号認定	0～2歳	14	13	13	12	11
保育所 +地域型保育	1・2歳	10	10	10	9	8
保育所 +地域型保育	0歳	4	3	3	3	3

■確保方策（1号認定・2号認定）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	75	75	75	75	75
特定教育・保育施設	73	73	73	73	73
1号認定	43	43	43	43	43
2号認定	30	30	30	30	30
確認を受けない幼稚園	－	－	－	－	－
幼稚園及び預かり保育	2	2	2	2	2
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	2	2	2	2	2
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：0歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	6	6	6	6	6
特定教育・保育施設	6	6	6	6	6
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■確保方策（3号認定：1・2歳）■

単位：人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
確保方策	18	18	18	18	18
特定教育・保育施設	18	18	18	18	18
地域型保育	－	－	－	－	－
小規模保育	－	－	－	－	－
家庭的保育	－	－	－	－	－
居宅訪問型保育	－	－	－	－	－
事業所内保育	－	－	－	－	－
預かり保育	－	－	－	－	－
企業主導型地域枠	－	－	－	－	－
認可外保育施設	－	－	－	－	－

■（参考）認定区分と給付内容■

認定区分	概要	給付内容	給付を受ける 施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	● 教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	● 保育短時間 ● 保育標準時間	保育園 認定こども園 小規模保育など

第3節 量の見込みと提供体制の確保

各事業の利用量をそれぞれ見込みます。

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

この事業は、子育て期の色々な悩み事や困りごとなどについて、専門知識を有する職員が保護者と一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

本市では伊達市子育て支援センターと伊達市子育て世代包括支援センター『にこここ』の2か所で実施しています。今後も適切な事業の実施に努めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
利用者支援事業	か所	2	2	2	2	2
基本型	か所	1	1	1	1	1
特定型	か所					
母子保健型	か所	1	1	1	1	1
その他	か所	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業（延長保育）

通常の保育時間を超えて保育をする事業です。

本市では市内13施設で実施しています。今後も利用ニーズが高まっていくことが見込まれることから、引き続き受け入れ体制の確保に努めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (実利用者数)	人	273	287	301	316	332
確保方策 (実利用者数)	人	273	287	301	316	332
確保方策 (施設数)	か所	13	13	13	13	13

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、児童館を利用して授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

高学年児童よりも低学年児童の利用意向が高くなる傾向にありますが、今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、指導員の確保等を進めていきます。また、放課後子ども教室との一体的な運営に関する検討も引き続き進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (実利用者数)	人	928	932	949	932	931
小学1年生	人	274	278	283	273	268
小学2年生	人	217	223	226	216	213
小学3年生	人	212	218	222	211	208
小学4年生	人	108	105	104	107	111
小学5年生	人	72	68	76	81	84
小学6年生	人	45	40	38	44	47
確保方策 (登録児童数)	人	913	953	953	953	953
確保方策 (施設数)	か所	11	11	11	11	11

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在、本市において子育て短期支援事業が実施できる施設は整備されていませんが、他市町村の施設との連携により対応するとともに、今後のニーズの動向を注視しながら、必要に応じて対応を検討していきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (延べ人数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
確保方策 (延べ人数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
確保方策 (施設数)	か所	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

本市では、ネウボラ推進室が主体となって実施しています。出生数の低下に伴い、利用見込みは減少傾向にありますが、引き続きすべての乳児家庭を訪問できるよう、連携体制の強化に努めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (実利用者数)	人	302	290	285	273	268
事業実施予定 (実利用者数)	人	302	290	285	273	268

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、その状況等についてケース会議や実務者レベルの会議で情報を共有するなど、場合に応じて養育に対する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

今後も支援を必要とする子どもやその保護者に対し、適切な支援を提供できるよう、関係各課等との連携を図っていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (実利用者数)	人	55	55	55	55	55
事業実施予定 (実利用者数)	人	55	55	55	55	55

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

市内では6か所で実施しています。子どもの人口は減少しているものの、地域における保護者同士のコミュニケーションの場、子育てについての相談の場などを求める声は多いことから、今後も利用者のニーズを満たすことができるよう、適切な事業の提供を図っていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (延べ利用者数)	人 (人回)	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
確保方策	か所	6	6	6	6	6
地域子育て支援 拠点事業	か所	6	6	6	6	6
その他	か所	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

今後も保育園や幼稚園等のサービス提供施設等と連携を図るとともに、サービスの提供体制の強化に努めます。

1. 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	1号認定 (延べ利用者数)	人 (人日)	67	69	71	73	75
	2号認定 (延べ利用者数)	人 (人日)	55	57	58	60	62
確保方策 (延べ利用者数)		人 (人日)	122	126	129	133	137
確保方策（施設数）		か所	14	14	14	14	14

2. 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

		単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (延べ利用者数)		人 (人日)	33	33	34	35	36
確保方策	一時預かり (延べ利用者数)	人 (人日)	24	24	25	26	27
	一時預かり (施設数)	か所	9	9	9	9	9
	ファミリー・サポート・センター (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ (延べ利用者数)	人 (人日)	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ (施設数)	か所	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。

本市では、4か所で実施しています。本事業を必要とする保護者のニーズに対応できるよう、引き続き事業の提供体制の強化を図っていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	人	10	10	10	10	10
確保方策	人	15	15	15	15	15
病児保育	人	15	15	15	15	15
病児・病後児対応型	人	15	15	15	15	15
病児・病後児対応型 (施設数)	か所	4	4	4	4	4
体調不良児対応型	人					
体調不良児対応型 (施設数)	か所					
非施設型 (訪問型)	人					
非施設型 (訪問型) (施設数)	か所					
ファミリー・サポート・センター	人	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生などの児童を有す子育て中の保護者などを会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

共働き世帯の増加、母子・父子家庭の増加に伴って、今後も利用件数は高いまま推移していくことが見込まれます。制度の周知を図るとともに、お任せ会員の確保も合わせて進めていきます。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み	人	10	20	30	40	50
確保方策	人	10	20	30	40	50

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。

今後も健診受診率100%を目指し、本事業の周知啓発及び受診勧奨を図ります。

■第2期計画期間における利用見込みと確保量■

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
利用見込み (実利用者数)	人	302	290	285	273	268
受診回数見込み (延べ利用回数)	人回	4,530	4,350	4,275	4,095	4,020
確保方策 (実利用者数)	人	302	290	285	273	268

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、現在該当する事業は行っていませんが、社会情勢の変化等を鑑みながら、必要に応じて実施に向けた検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

本市では現在、該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には事業内容及び事業対象者等について検討を行います。

第4節 子ども・子育て支援事業の推進にあたって

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、3歳から5歳までの子どもについては、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校及び児童福祉施設として認可されています。

今後も、運営事業者の経営基盤の安定化と地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、基本的に施設並びに運営事業者の意向を尊重しつつ、必要と判断される場合には幼稚園・保育所（園）から認定こども園への移行を推進することとします。

なお、保育需要量に対して供給量が不足する保原地域については令和4年4月開園に向けて（仮称）保原認定こども園整備を重点的に進めます。また、伊達地域については早急に伏黒幼稚園の認定こども園化等を検討するなど供給量の確保に努めます。

(2) 幼稚園及び保育所、小学校との連携

本市の幼稚園及び保育所、小学校、関係団体等との連携を強化し、子どもの成長を切れ目なく支援していきける環境づくりを進めていきます。

1. 幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施

幼保における連携を強化していくため、合同研修を行います。幼稚園教諭と保育士の人的つながりを構築し、幼保連携にあたっての共通の認識を持つための場を提供します。

2. 教育・保育施設と地域子ども・子育て支援事業及び保幼小連携の推進

一人ひとりの子どもの発達状況を見極めながら、可能な限り早期の相談・療育につなげていくため、各機関との連携を深めていきます。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また、福島県や施設所在地である市町村との連携・情報共有を図り、特定子ども・子育て施設等の確認等を適切に行います。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

計画を推進するためには、子どもや子育て中の家庭のみならず、近隣住民、地域、職場、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けてそれぞれが積極的に取り組んでいく必要があります。

また、社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、努めていく必要があります。

(1) 計画の周知

市民が子ども・子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、基本方針や各取り組み等について、「だて市政だより」、市ウェブサイトなどを通じて周知し、取り組みへつなげていきます。

(2) 計画推進体制の連携強化

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課を集め、推進に向けた庁内推進体制の整備・強化を図ります。また、関係機関等との連携を強化し、子ども及び子育て家庭を地域でサポートする環境の構築と充実を図ります。

第2節 計画推進における役割分担

(1) 市の役割

子育て家庭を社会全体で支援することの意義や子どもの権利の尊重、男女がともに子育てや家庭生活を担うことの理解の推進、ワーク・ライフ・バランスの促進など、計画を推進する上で基本となる考え方の周知を図り、関係機関との連携のもと、本計画における基本理念の実現を目指します。

(2) 家庭の役割

家庭は、社会を構成する最小単位です。子育てにおいては、家庭は子どもの人格形成における基礎的な場であると同時に、子どもにとっては安らぎのある楽しい居場所でもあります。また、女性の就業率が高まる中で、子育てや家事などの家庭生活における役割分担も変化しています。

夫婦と子どもを含めた家族みんなで役割を分担し、心身ともに健やかに生活できるよう、助け合いながら育ち合う関係性の構築に努める必要があります。

(3) 地域の役割

かつては、親以外にも多くの大人が子どもに接することで、子どもやその親も合わせて見守り、子育てを支える社会環境がありました。核家族化や地域とのつながりの希薄化、プライバシー意識の向上などの社会情勢の変化により、地域による子育てへの関与は少なくなっています。しかしながら、子どもは家庭の中だけで育つものではなく、学校や地域の様々な人との関わりや見守りの中で成長していくものです。

地域住民や各種団体が連携・協力しながら包括的に地域の子どもを育てていかななくてはなりません。子育て家庭が孤立することのないよう、地域による子育て家庭の支援が重要です。

(4) 子育て支援に関わる事業者・団体及びその職員の役割

子育て支援事業者・団体やそのスタッフは、地域の子育て支援を支える最前線に立つ存在です。子ども・子育て支援法や児童福祉法等に基づき、地域のニーズに合ったサービスを提供していくことが求められます。また、子どもの発達状況に応じた適切な支援を提供していく必要があります。

その他の事業者と同様、子育て支援サービス事業者や障害児福祉サービス事業者は雇用者でもあることから、事業所内における労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

(5) 企業の役割

人口減少が進む中で、女性の活躍がこれまで以上に求められていますが、女性の社会進出を阻む要因の1つとして、出産・育児と仕事の両立があります。

職場における子育ての社会的意義の理解や育児・介護休業制度の導入、労働時間の短縮や多様な働き方の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き労働環境の向上や労働条件の改善に向けた取り組みを進めていく必要があります。

第3節 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の点検・評価については、こども支援課が中心となっており、毎年度関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価、再調整などを行うことによって実施してきました。また、伊達市子ども・子育て会議による助言等も考慮しながら、適切なサービスの提供等にも努めています。

今後も施策・事業の実施状況やその評価、改善に向けた取り組みを継続し、より子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを行います。また、計画の進捗状況及び実施状況の結果については、「だて市政だより」や市のウェブサイト等を利用して広く市民に周知を図ります。

第7章 参考資料

(1) 伊達市子ども・子育て会議条例

○伊達市子ども・子育て会議条例

平成 27 年 12 月 11 日条例第 32 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、伊達市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他市長が必要と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、子ども・子育て会議の職務上知り得た個人情報等の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(非常勤特別職職員の報酬に関する条例の一部改正)

- 非常勤特別職職員の報酬に関する条例(昭和48年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月16日条例第6号抄)

(施行期日)

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(2) 子ども・子育て会議委員名簿

No.	選出区分	選出区分内訳	氏名	職位	備考
1	子ども・子育て 支援に関し 学識経験を 有する者	国立大学法人 福島大学	原野 明子	人間発達文化学類教授	会長
2		福島学院大学 短期大学部	渡辺 雅子	短期大学部保育科第一部教授	
3		学識経験者	鈴木 喜三郎	伊達市こども相談室相談員	
4	関係団体の 推薦を受けた 者	伊達市主任児童委 員連絡会	原田 徳好	伊達市主任児童委員連絡会会長	
5		伊達医師会	武田 章臣	医療法人武田小児科 院長	
6		伊達市小中学校 校長会	三村 隆二	伊達市小中学校校長会会長 伊達小学校校長	
7	子ども・子育て 支援に関する 事業に従事 する者	保育園部門	橘内 房子	ふれ愛保育園園長	
8		幼稚園部門	八島 千佳子	伏黒幼稚園園長	
9		認定こども園 部門	海老原 三博	学校法人保原シャローム学園 理事長	副会長
10	子どもの 保護者	保育園	岡崎 建司	梁川中央保育園後援会長	
11		幼稚園	野田 冬樹	柱沢幼稚園 PTA 会長	
12		市連 P 事務局 小学校 PTA 会長	佐藤 強	伊達小学校 PTA 会長	
13		認定こども園	齋藤 将	霊山三育認定こども園 PTA 副会長	